

別紙「国籍法11条1項に係る被告の反論」

(同別紙目次)

第1 我が国の国籍法11条1項について	65
1 国籍の意義及び機能	65
2 国籍立法に関する基本理念、立法主義ないし諸原則	66
3 国籍法11条1項の立法目的及びその合理性	74
4 国籍は国家の構成員としていかなる要件を具備することを要求すべきかの問題であること	79
第2 国籍法11条1項は憲法10条、13条、22条2項及び98条2項に反するものではないこと	84
1 はじめに	85
2 憲法10条は、日本国籍の喪失を直接希望する意思がない場合に日本国籍を喪失させる立法を委任していないという原告の主張は誤りであること	85
3 国籍法11条1項は憲法13条及び22条2項に反するものではないこと	88
第3 国籍法11条1項は憲法14条1項に反するものではないこと	123
1 国籍法11条1項に係る憲法14条1項適合性について	123
2 原告の主張する「差別的取扱い」は国籍法11条1項の憲法14条1項適合性とは無関係であること	128
3 国籍法11条1項は、法律の不知への対処で不平等を生じさせているため、憲法14条1項に反するという原告の主張は誤りであること	132
4 国籍法11条1項は、社会的身分に基づく幸福追求権の享受について差別を生じさせているため、憲法14条1項に反するという原告の主張は誤りであること	134
5 国籍法11条1項は、不公平な適用が避けられないため、憲法14条1項に	

反するという原告の主張は誤りであること	135
6 結論	136
第4 結語	137

第1 我が国の国籍法11条1項について

1 国籍の意義及び機能

(1) 国籍の意義

国籍とは、個人が特定の国家の構成員である資格であり、しばしば、個人を特定国家に所属させる法的紐帶又は法的関係ともいわれる（乙B第5号証237ページ）。

すなわち、今日の国際社会は、①一定の人民、②一定の領域、及び、③統治機構を不可欠の構成要素とするところの主権国家から成り、個人は、国籍を有することによって、かかる国民共同体としての国家の構成員となり、国民主権国家にあっては主権（統治権）の保持者としての立場に立つと同時に、当該国家の統治権に服する立場にも立つことになる（乙B第5号証237ページ、乙B第6号証136ページ）。

(2) 国籍の機能

国際法や国内法では、国籍に基づいて各種の法律効果が発生するものとされることがあり、国籍の機能と説明される。

ア 国際法領域における国籍の機能

国際法上、各国は、国際法による規律・制限がない限り、その領域において（領域主権）、また、その国民に対して（対人主権）、原則として、立法、行政及び司法の国内法の作用を通じて、他国の介入なく、自由に統治することができる「国内管轄権」を有するものとされる（乙B第7号証139ページ）。そして、ある国の対人主権の及ぶ個人が外国の領域主権の下にある場合には、国際法上の規律・制限として、国籍国の当該外国に対する権利・義務が認められる場合があり、国籍は、これら国家間の権利・義務の基準となる機能を有することになる。

このうち、国家が他国の領域主権の下にある自国民について、①外国に対して有する権利の最たる例は当該自国民を保護するための「外交保護

「権」であり（乙B第7号証311ページ）、②外国に対して負う義務の最たる例は、自国民の引取義務である（乙B第7号証327ページ）。

イ 国内法領域における国籍の機能

国籍は、国内法上も、各種の権利・義務の享有・負担の基準とされている。憲法上、「国民の権利及び義務」とされているものであっても、個人の基本的人権に関するものは国籍を有しない者にも認められる。そして、国籍の有無による法的地位の差異は、それぞれの立法目的により定められている。

国籍の有無により影響を受ける権利・義務関係としては、①個人が国家に対して有する権利（出入国・居住の権利、参政権、公職就任権、各種財産権や社会保障上の諸権利等）、②国民が国家に対して負う義務（兵役義務、納税の義務、刑法の国外犯等）、③涉外関係における私人間の権利・義務（国際私法上、国籍が連結点（準拠法の選択の基準）となるため）があり、国籍は、これら個人の権利・義務について、内外人を区別する機能を有している。

ウ 小括

以上を要するに、国籍とは、国家の構成員たる資格であり、国家の主権者たる地位ないし権利とともに国家の統治権に服する地位ないし義務を併せ持つ重要な資格であって、個人にとっては、国家に対する各種権利の源泉であるとともに各種義務を負担する根拠となるものである。換言すれば、国籍とは、国家と個人とが相互に権利を有し義務を負担することになる法的きずなであって、いかなる要素（地縁、血縁等）をもって国家と個人との結合と捉え、当該個人の国籍の得喪を決定するかは、各国ごとの管轄事項と位置づけられるものである。

2 国籍立法に関する基本理念、立法主義ないし諸原則

国籍は、前記1(1)のとおり、主権国家の構成員たる資格という性質を有し、

同(2)のとおり、これに種々の国内法的な法律効果が結びつけられていることから、国際法上、各国は、国内法において自由に国籍の得喪に関する定めをすることができるのが原則である。各国の国籍法は、同一ではないものの、後記のとおり、いくつかの共通する基本理念や立法原則、諸原則を見いだすことができる。

(1) 各国が国内法令において自由に国籍の得喪を定めることができるとされていること—国内管轄の原則

一般に、共同体が何人をもってその構成員とするかは、共同体そのものの存立に関わることであるから、各共同体が構成員の資格要件を自主的に決定し得ることは、共同体構成の基本原理ともいべきことである（乙B第8号証95ページ）。また、国籍には、前記1(2)イでみたとおり、種々の国内法的な法律効果が結びつけられている。そのため、相互に対等な主権国家の存在を前提とする国際法上、国籍の決定は各国の国内管轄事項に属するものとされている。これにより、各国は、国際法の制約を受けることなく、国内法で自由に国籍の得喪を定めることができるとともに、ある国家が他国の国籍問題に介入することはできないとされる（乙B第5号証248ページ）。

各国は、その国の成立の沿革、歴史的伝統、社会的・経済的事情、置かれた国際的環境等の諸般の要因を考慮して国籍の得喪要件を定めているから、国籍立法には種々様々なものがある（乙B第5号証249及び250ページ）。

これを我が国の国籍法制についてみると、憲法10条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定し、これを受けて、国籍法は、日本国籍の得喪に関する要件を規定している。憲法10条の規定は、先に述べたとおり、国籍は国家の構成員としての資格であり、国籍の得喪に関する要件を定めるに当たってはそれぞれの国の歴史的事情、伝統、政治的、社会的及び経済的環境等、種々の要因を考慮する必要があることから、これをどのよ

うに定めるかについて、立法府の裁量に委ねる趣旨であると解される（最高裁平成27年3月10日第三小法廷判決（民集69巻2号265ページ。以下「最高裁平成27年判決」という。）、最高裁平成20年大法廷判決参照）。

(2) 人は必ず唯一の国籍を持つべきことが理想とされていること－国籍唯一の原則

ア 国籍唯一の原則は国籍概念の本質的な考え方と理解されていること

前記(1)のとおり、国籍の得喪に関する立法は、各国の専属的国内管轄事項とされており、国籍立法の多様性の必然的結果として、一方においては、一個人が同時に二以上の国籍を有する場合（重国籍、国籍の積極的接触）が生じ、他方においては、個人がいずれの国の国籍をも有しない場合（無国籍、国籍の消極的接触）が生じ得ることになる。

かかる国籍の積極的・消極的抵触は、個人の利益保護の見地及び国際協調主義の見地のいずれからみても避けるべき事態である。

すなわち、重国籍者についてみると、二以上の国家に所属するため、国家が国民に対して有する対人主権が重複して及ぶこととなり、外交保護権の衝突等により国際的摩擦が生じるおそれがある。また、国家は、自国民に対し、兵役義務、納税の義務等を課し得るが、重国籍者はその所属する各国からの義務の履行を要求され、その義務が抵触する事態も生じ得る。さらに、重国籍者は、関係国間の通報制度がない限り、その属する各国において別個の氏名により国民として登録されることも可能であり、別個の旅券を行使し得るから、個人の同一性の判断が困難となり、場合によっては、適正な入国管理が阻害され、重婚を防止し得ないという事態も生じ得る。

他方、重国籍者は、その属する各国において国民としての権利を与えられ、複数の本国に自由に往来居住し、各々の国で社会保障の利益、経済活

動の自由を享受し得ることになるが、それは単一の国籍のみを有する者には与えられていない利益であり、保護に値する利益とはいえない。

以上のような理由から、「人はいずれかの国籍を有し、かつ、一個のみの国籍を有すべきである。」という「国籍唯一の原則」は、国籍の存在意義から当然導かれる原理ないし国籍立法のるべき姿として、今日まで国際的に承認されている（以上につき、乙B第5号証248ページないし252ページ）。

この点について、東京地裁平成24年3月23日判決（判例タイムズ1404号106ページ）は、「国籍は、国家の基本的構成要素である国民、すなわち、国家の主権者たる地位ないし権利と共に国家の統治権に服する地位ないし義務を持つ者の範囲を画するものであって、1人の人間に対し複数の国家が対人主権を持つこと、又は国民に主権がある国において1人の人間が複数の国に対して同時に主権を持つということは、主権国家の考え方とは本質的に相容れないというべきである。」として、「国籍唯一の原則」が、国籍の存在意義から当然導かれる原理ないし国籍立法のるべき姿であることを前提とする判示をしている（なお、同判決は、東京高裁平成25年1月22日判決（判例秘書登載〔判例番号L06820029〕）により維持され、上告を棄却した最高裁平成27年判決によって確定している。）。

イ 各国国内法における国籍唯一の原則の現れ

諸外国の法制度をみても、例えば、中華人民共和国（以下「中国」という。）では、重国籍は認められておらず（中華人民共和国国籍法3条。乙B第9号証）、父母の双方又は一方が中国の公民であるとともに外国に定住し、本人が出生と同時に外国の国籍を取得している場合には、中国の国籍を有しないとされているほか（同法5条）、外国に定住している中国公民で、自己の意思によって外国の国籍に入籍若しくはこれを取得した者は、

中国国籍を自動的に失うとされている（同法9条）。

また、大韓民国では、重国籍者が一定の年齢に達するまでにいずれかの国籍を選択しなければならないことを内容とする国籍選択の制度が採用されているほか（大韓民国国籍法12条。乙B第10号証）、大韓民国の国民で、自ら進んで外国の国籍を取得した者は、その外国の国籍を取得したときに大韓民国国籍を喪失するとされている（同法15条1項）。

我が国の近隣諸国のみならず、その余の世界の国籍立法の概況を俯瞰すると、例えば、英米やヨーロッパ諸国では重国籍に寛容な国もそれなりに多くみられるものの、重国籍を許容しつつもその解消のための方策を探っている国（ドイツ、スペイン、スウェーデン、フィンランド、韓国等）や先に述べた中国のように重国籍を明確に禁止する国もみられる（法曹時報69巻10号271ページ）。この点、2011年時点の国際連合の調査によれば、国連加盟国196か国中、28%の政府が二重国籍を許す規定を持たないとの結果となっており（乙B第11号証）、国籍唯一の原則は、現在も、一部の主要国を含む相当数の国において維持されている。

(3) 個人の自由意思を尊重すべきことも限定的ながら一つの理想とされていること—国籍自由の原則

国家は個人の意思に反して自国の国籍をこれに強制すべきでないとする「国籍自由の原則」も、国籍立法における一つの理想とされており（乙B第5号証252及び253ページ）、我が国の憲法も、国籍離脱の自由を規定している（憲法22条2項）。

もっとも、国籍は決して単に個人の自由意思に係るものではなく、個人の意思に基づいて国籍を取得する場合にも、また、これを離脱する場合にも、国民共同体の構成員の資格を画するという国籍の本質に由来する一定の条件が存することはいうまでもなく、むしろ、国籍の得喪の大部分は、個人の自由意思とは無関係に行われるものであって、我が国のように、国籍離脱の原

則を無制限に保障する法制は、むしろまれとされており、国籍の得喪のあらゆる場面において個人の意思を尊重することが国籍立法の理念として承認されているということはできない（乙B第5号証253ページ）。

(4) 我が国の国籍法は、重国籍防止と国籍自由の原則を基調としていること

我が国の国籍法は、重国籍の防止を基調としており、重国籍者は無条件で日本国籍を離脱し得るものとし（国籍法13条）、自己の志望により外国の国籍を取得したときは、日本国籍を失うものとする（国籍法11条1項）とともに、国籍留保の制度（国籍法12条）、国籍選択の制度（国籍法11条2項、14条ないし16条）を採用し、外国人が日本に帰化するには、原則として、従来の国籍を失うべきことを条件としている（国籍法5条1項5号、2項）。

また、国籍自由の原則から、憲法及び国籍法で国籍を離脱する自由が保障され（憲法22条2項、国籍法13条）、さらに、国籍離脱の自由の一場面として、国籍法11条において国籍変更の自由が認められている。

なお、明治32年に制定された旧国籍法においては、国籍の得喪について「妻は夫の国籍に従う」との原則及び「子は父又は母の国籍に従う」との原則を採用し、婚姻、離婚、養子縁組、離縁、認知等の身分行為に伴い、あるいは夫又は父母の国籍の得喪に伴って、妻又は子の意思にかかわらず、法律上当然に国籍の得喪を生じることとされていた（旧国籍法5条、6条、13条、15条、18条、19条、21条、22条、23条）。しかし、これらは、現行法においては全て廃止され、国籍法上個人の意思が尊重されることとなったものである（乙B第5号証255及び256ページ）。

(5) 我が国の国籍立法の歴史的変遷等

我が国における国籍の得喪に関する一般的な国内法令は、明治憲法（大日本帝国憲法）に基づいて制定された旧国籍法に端を発し、昭和25年の旧国籍法の全面改正、昭和59年の改正（昭和59年法律第45号。以下「昭和

59年国籍法等改正」という。) 等を経て今日に至っている。その概要は以下のとおりである。

ア 旧国籍法制定時

明治32年制定の旧国籍法は、父系血統主義を採用するとともに(1ないし3条)、無国籍の防止に配慮し、日本で出生した子で父母がともに知れないもの又は父母がともに無国籍であるものは、出生により日本国籍を取得するものとし(4条)、補充的に生地主義を採用していた(乙B第5号証263ページ)。

旧国籍法は、国籍喪失事由として、外国人の妻となった場合等、身分行為又は身分関係に基づく当然の喪失を認めていたが、自己の志望による国籍の離脱については、外国国籍の取得による国籍の喪失(20条)以外に許容するところがなかった(乙B第5号証263及び264ページ)ものの、既に重国籍防止への配慮がされていた。

特に自己の志望に基づく国籍喪失が認められるようになったのは、アメリカにおける帰化制度促進によるものとされ、外国法令においても、一定の条件の下に外国人の帰化を許可するとともに、他国へ帰化した者の国籍喪失を認めるに至った。そして、我が国においても、外国国籍の取得による国籍の喪失(20条)の規定は、国籍自由の原則の発現であるとされている(乙B第12号証3ないし6ページ)。

イ 昭和25年全面改正

第二次世界大戦後、現行憲法の制定に伴い、個人の尊厳及び両性の本質的平等を立法の基本原則(同法24条)とするとともに、国籍離脱の自由が保障され(同法22条)、従来の民法上の家制度が全面的に改正されたことに伴って、旧国籍法中に憲法及び改正後の民法の趣旨に沿わない規定が相当数生じることとなった。そこで、憲法及び改正民法との抵触の解消を目的として、旧国籍法を廃止して新たに制定されたのが現行国籍法であ

る。

当時の現行国籍法では、国籍の生来的取得原因として、旧国籍法以来の父系血統主義が踏襲され、旧国籍法20条の規定も、国籍変更の自由を認めるとともに、国籍の抵触を防止することを目的とする規定であるとして、踏襲されている（8条）。また、憲法22条2項を受けて、国籍離脱の制限が撤廃され、外国の国籍を有する日本国民は、全て、届出により、日本国籍を離脱し得るものとされるとともに、国籍留保届をしない者は日本国籍を失うとの取扱いが、生地主義国一般に拡大された。

ウ 昭和59年国籍法等改正

(7) 改正の端緒

昭和54（1979）年の第34回国際連合総会において採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准を契機として、また、昭和27年の平和条約発効により多数の外国人が我が国に定住する事態が生じ、戦後の我が国の国際的発展により国際的な人的交流が活発化したこと等から、日本国民を一方の当事者とする涉外婚姻数が次第に増加し、ひいては日本国民の子で日本国籍を有しない者の数も増加したこと、さらに、戦後の我が国の経済的発展及び国際的地位の向上に伴って、日本国民の親族で日本国籍を有しない者の大多数が我が国への定住を希望する傾向や、両性平等の意識が昂揚したことなどに鑑み（乙B第13号証4及び5ページ）、法務大臣は、昭和56年10月30日、法制審議会に国籍法改正の諮問を発した。これを受けて、法制審議会の国籍法部会から「国籍法改正に関する中間試案」（乙B第14号証）が発表され、これに対する各界からの意見の集約を踏まえ、昭和59年1月24日、「国籍法の一部を改正する法律案要綱案」が決定された。

その後、法制審議会第105回会議が要綱案を原案どおり採択し、即

日法務大臣に答申した一方、併せて国籍法の改正に伴う戸籍法の改正に関するも、同年2月16日に民事行政審議会から、法務大臣に対し「戸籍法の一部を改正する法律案要綱案」を相当とする答申がされ（乙B第13号証5ページ）、昭和59年法律第45号「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」が成立した。

(イ) 改正の要点

昭和59年国籍法等改正の主要点は、以下のとおりに要約される（乙B第13号証3及び4ページ）。

- ① 出生による国籍の取得について、父系血統主義を改め、父母両系血統主義を採用したこと
- ② 準正により日本国民の嫡出子たる身分を取得した者について、届出による国籍取得の制度を新設したこと
- ③ 日本国民の配偶者である外国人の帰化条件について、その者が夫であるか妻であるかにかかわらず同一の条件を定めるとともに、生計要件、重国籍防止条件等の帰化の条件を整備したこと
- ④ 国籍留保制度を国外で出生した血統による重国籍者にも適用する等、国籍留保制度を整備し、国籍再取得制度を新設したこと
- ⑤ 重国籍者は成年に達した後、所定期間内にいずれかの国籍を選択しなければならないものとする国籍選択制度を新設したこと
- ⑥ 経過措置として、改正法施行前に日本国民たる母から出生した子で所定の要件を満たすものは、届出により日本国籍を取得し得るものとしたこと

3 国籍法11条1項の立法目的及びその合理性

(1) 国籍法11条1項の規定について

ア 国籍法11条1項は、「日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。」と規定している。同項の立法目的

は、①国籍変更の自由を認めるとともに、②国籍の積極的抵触（重国籍の発生）を防止することにある（乙B第5号証363ページ）。

そして、「自己の志望によって」外国国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであり、その反射的効果として日本の国籍を失うとしたものである。かかる日本国籍の喪失は、国籍離脱（国籍法13条）のように直接日本国籍を離脱することに向けられた意思の効果ではなく、志望による外国国籍の取得によって自動的に生じる効果であると解される。

すなわち、国籍法11条1項の立法趣旨は、①国籍変更の自由を認めるとともに、②国籍の積極的抵触（重国籍の発生）を防止するために、自己の志望により外国国籍を取得したときは、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきものとして、当然に日本国籍を喪失させることが相当であることがある。換言すれば、国籍法11条1項の規定により国籍を喪失するという効果を生じるためには、日本国籍離脱の意思又は日本国籍喪失の認識は要件とされていないと解されるのであって、同項は、そもそも、外国国籍取得に係る意思のほかに日本国籍喪失に係る意思が存するか否かを問題とする制度設計になっておらず、かかる制度設計は、国籍の積極的抵触（重国籍の発生）の防止の観点からも合理性を有するものである。

この点、裁判例においても、「国籍法11条1項は、「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。」と規定している。同項が設けられた趣旨は、①国籍離脱の自由を保障する憲法22条2項の規定を受けて、国籍離脱の自由の一場合として、自己の志望によって外国国籍を取得する自由を認める必要があること、②自己の志望により外国国籍を取得したときには、二重国籍の発生を防止するためにも、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであり、外国籍を取得

することによって当然に日本国籍を喪失させることが相当であることにあ
ると解される。上記の趣旨に照らすと、国籍法11条1項の規定により國
籍を喪失するという効果を生じるには、日本国籍離脱の意思又は日本国籍
喪失の認識は要件とされていないと解され、このような解釈は、従前の國
籍喪失を帰化の条件とする国への帰化の途を塞がないようにして外国籍取
得の途を確保するという点で、上記①の憲法の規定の趣旨にも沿うものと
いうことができる。」と判示されている（東京地裁平成28年6月24日
判決・判例秘書登載〔判例番号L07131561〕）。なお、同判決は、
東京高裁平成29年4月18日判決を経て、平成29年12月7日に最高
裁第一小法廷において上告棄却の決定がされている。）。また、東京訴訟
において、東京地裁が令和3年1月21日に言い渡した判決（以下「東京
訴訟一審判決」という。）でも、「国籍法11条1項の立法目的は、①重
国籍の発生を可能な限り防止しつつ、②国籍変更の自由を保障するとい
るものであって、両者は相互に密接に関連したものであるといえる。」（乙
B第15号証42ページ）と判示され、同判決は東京高等裁判所令和5年
2月21日判決（以下「東京訴訟二審判決」という。）でも維持されてい
る（乙B第39号証）。なお、この点については、東京地裁が令和3年2
月18日に言い渡した判決（以下「東京地裁令和3年2月判決」とい
う。）でも同様に判示され（乙B第33号証63ページ）、同判決は東京
高等裁判所令和4年11月10日判決（以下「東京高裁令和4年11月判
決」という。）でも維持されている（乙B第34号証）。

イ また、「自己の志望によつて」とは、国籍変更の自由を保障する趣旨で
あり、帰化による外国国籍の取得に限られず、国籍の回復、届出による國
籍取得、国籍申告等、その名称いかんにかかわらず、本人の外国国籍取得
を希望する意思表示に基づき、直接外国国籍を取得するもの（志望取得）
を広く指す。これは、外国人の婚姻等の身分行為に伴う当然の外国国籍の

取得（当然取得）と対置される概念であり、単なる身分行為に伴う外国国籍の取得によっては日本国籍を失わないことを示したものである（乙B第5号証364ページ）。

なお、国籍変更の自由を保障する趣旨から、外国国籍を取得する者の主観的な事情による日本国籍の喪失の効果への影響については、抵抗し難い程度の強迫を受けて帰化の申請をした場合のように、実質上外国国籍の取得が自己の意思に基づくものと認め難い場合には、単に取り消すことができる（民法96条1項）のではなく、そもそも、「自己の志望」による外国国籍の取得には該当しないこととされ、日本国籍を喪失しない（終戦後のソ連占領下での樺太における事例として、札幌家裁室蘭支部昭和39年3月31日審判・ジュリスト399号133ページ、旭川家裁昭和41年3月30日審判・家庭裁判月報18巻10号72ページ）。

他方で、日本の国籍を喪失すると知つていれば外国国籍の取得を申請しなかった場合のように、法律の不知があったとしても、「自己の志望」により外国国籍を取得した場合に当たり、日本国籍を喪失する（乙B第5号証364及び365ページ）。

(2) 国籍法11条1項の立法目的の合理性

国籍法11条1項の立法目的（①国籍変更の自由を認めること、②国籍の積極的抵触（重国籍の発生）を防止すること）には、次のとおり、合理性がある。

ア 「国籍変更の自由を認める」という立法目的が合理性を有すること

前記2(3)のとおり、国家は個人の意思に反して自国の国籍をこれに強制すべきでないとする「国籍自由の原則」も、国籍立法における一つの理想とされており、我が国においては憲法22条2項で国籍離脱の自由が規定され、その国籍離脱の自由の一場面として、国籍変更の自由を認めているものである。

そして、前記(1)イのとおり、国籍変更の自由を保障する趣旨から、「自己の志望によって」とは、外国国籍を希望する意思表示に基づき、直接外国国籍を取得するもの（志望取得）を広く指し、単なる身分行為等に伴う外国国籍の取得によっては日本国籍を失わないとされ、また、実質上外国国籍の取得が自己の意思に基づくものと認め難い場合には、そもそも「自己の志望」による外国国籍の取得には該当しないこととされ、日本国籍を喪失しないとされている。

以上によれば、国籍変更の自由を認めるという立法目的が合理性を有することは明らかである。

イ 「重国籍の発生防止」という立法目的が合理性を有すること

前記2(2)アのとおり、国籍の積極的・消極的抵触は、個人の利益保護の見地及び国際協調主義の見地のいずれからみても避けるべき事態であることから、国籍唯一の原則は、国籍の存在意義から当然導かれる原理なし国籍立法のあるべき姿として、古くから今日に至るまで国際的に承認されてきた国籍概念の本質的な考え方である。

そして、重国籍であることが常態化することは、国家と国家との間、国家と個人との間又は個人と個人との間の権利義務に重大な矛盾衝突を生じさせるおそれがあるのであって、できる限り重国籍を防止するという理念は、合理的なものであり（前掲東京地裁平成24年3月23日判決参照）、上記東京地裁平成24年3月23日判決の上告審である最高裁平成27年判決も、国籍法12条について、「国籍法は、（中略）実体を伴わない形骸化した日本国籍の発生をできる限り防止するとともに、内国秩序等の観点から弊害が指摘されている重国籍の発生をできる限り回避することを目的として、12条において、日本国籍の生来的な取得の要件等につき、日本で出生して日本国籍との重国籍となるべき子との間に（中略）区別を設けることとしたものと解され、このような同条の立法目的には合理的な根

拠があるものということができる。」と判示している。

さらに、東京訴訟一審判決でも、「重国籍が常態化した場合には、国家間の外交保護権が衝突し、国家と個人との間又は個人と個人との間の権利義務に矛盾衝突を生じさせるおそれがあるから、できる限り重国籍を防止し解消させるべきであるという理念は合理性を有するものといえる。そして、国籍法11条1項は、重国籍の発生ができる限り防止しつつ、憲法22条2項により保障される国籍離脱の自由の一場面として外国籍への変更を認めることにより、国籍変更の自由を保障したものであるから、その立法目的は合理的であるということができる。」と判示され（乙B第15号証44ページ）、同判決は東京訴訟二審判決でも維持されている（乙B第39号証）。なお、この点については、東京地裁令和3年2月判決でも同様に判示され（乙B第33号証65ページ）、東京高裁令和4年11月判決でも維持されている（乙B第34号証）。

加えて、前記2(2)イのとおり、国籍唯一の原則は、現在も、一部の主要国を含む相当数の国において維持されている。

以上によれば、重国籍の発生の防止という立法目的が合理性を有することは明らかである。

4 国籍は国家の構成員としていかなる要件を具備することを要求すべきかの問題であること

(1) 国籍は国家の構成員となるための資格であること

ア 前記1(1)でも述べたとおり、国家はその基本的な三要素として人民（国民）、領域及び確立された統治機構を必要とするところ、国籍は、国家の基本的な要素の一つである国民の範囲を画するものであり、個人を特定の国家に帰属させる法的紐帯ともいい得る（乙B第5号証237ページ）。個人は、国籍を有することによって、国民共同体としての国家の構成員となり、国民主権国家においては主権（統治権）の保持者になるとと

もに、当該国家の統治権に服することにもなる（乙B第6号証136ページ）。

この国籍の概念を、その沿革から述べれば、おおむね次のとおりである。土地の領有関係（地縁関係）を基礎として封建君主と領民とが支配・被支配の関係にあった君主制度が崩壊し、18世紀末から19世紀末にかけて国民主権の思想が台頭するとともに国籍概念が誕生し、一般化した。すなわち、近代国民国家の誕生により、封建制度下における忠誠義務（allegiance）を基礎とする臣民の概念（subject）が、次第に国民共同体である国家の構成員としての国民の概念として置き換えられていったのである（乙B第16号証3及び4ページ）。

もっとも、このような変遷の中にあっても、英米法系の諸国では、国籍の概念については忠誠義務の意義が伝統的に重視され、アメリカ合衆国では、1940年の国籍法でも、国民とは国家に対して永久忠実義務を負うものを意味するとされた。アメリカ連邦最高裁判所の裁判例^{*1}も次のとおり判示し、その意義を明らかにしている。

「Citizenship is membership in a political society and implies a duty of allegiance on the part of the member and a duty of protection on the part of the society. These are reciprocal obligations, one being a compensation for the other. (和訳：市民権（国籍）とは、政治社会における構成員の資格であって、構成員側に課される忠誠義務と政治社会の側に課される保護の義務を包含するものであって、これらは、相互補完的な義務である。)」（乙B第17の1及び2号証）。

以上のように、国籍を国家と個人との間における相互の権利義務の関係

*1 Luria v. The United States (1913, 231, U. S. 9, at P. 22)

を基礎とした資格と位置づける考え方は、決して古典的な過去の考え方ではない。その後のノッテボーム事件に関する 1955 年の国際司法裁判所判決においても、「国籍は、結びつきという社会的事実、つまり権利義務の相互性と結合された存在、利益、感情の真正な結合関係を基礎とする法的きずなである。国籍は、それを付与される個人が直接法律により、また当局の行為の結果として、他のいかなる国の人民よりも、事実上国籍を付与する国の人民と一層密接に結びついている事実の法的表現を構成するといってよい。」（乙B第 18 号証 400 ページ）と判示され、さらに、1997 年のヨーロッパ国籍条約の 2 条においても、「「国籍」とは、ある者と国家との法的紐帯」である（乙B第 19 号証 1211 ページ）と再確認されている。

このように、国籍は国家の構成員となるための資格であって、いわば包括的な身分というべきものである。この身分に基づいて当該個人とその属する国家との間に、時々の実定法に基づき、各種の権利義務やその他の法律関係が生ずることとなるが、この身分それ自体は、一般的には、出生の事実によって生ずる親子関係（血統主義の場合）や出生地との間の地縁関係（生地主義の場合）に基づいて当然に生ずるのであって、個人と国家との間の合意によって生ずるものではない。また、国籍が国家と個人との間の合意によって取得される例外的な場合（その典型的なものとして帰化がある。）においても、他の種類の共同体（例えば私法上の法人）に対する加入の条件とは著しく性質を異にした条件が要求される。このような国籍の特質は、「かつて国籍が個人の国家に対する忠誠義務の関係として理解されたように、国籍は犠牲社会の成員たる資格なのであり、いちじるしく人格的な性質をもつたものといわなければならぬ。」（乙B第 8 号証 74 及び 75 ページ）と説明されているところでもある。

イ もとより、特定の国家の国籍を有する個人と当該国家との間に生ずる具

体的な法律関係は、国籍という概念そのものから直ちに導くことはできず、その詳細は当該国家の国内法制によって決定されるべきものである。

しかし、個人が当該国家の国籍を有する限りにおいて、このような具体的な法律関係の淵源たる当該国家の永続的で属人的な統治権に服することは、国籍概念に共通する理解であって（永久の服従義務=Permanent obedience）、個人は、ある国家の国籍を保有することにより、所属する国家の領域内にあるかどうかにかかわらず、所属する国家の統治権に服することになるのであり、これが正に国籍の本質的属性というべきものである。

ちなみに、個人は外国の領域内に滞在する場合には、滞在する国家の法に服従しなければならないこともまた自明のことではあるが、それは、当該国家の領土主権の効果であり、この義務は一時的に領域内に滞在する間に限定される（一時的な服従義務=temporary allegiance）。この意味において、領土主権に服するということは、国籍を有する国との間の永続的で属的な服従関係とは、その本質を異にする（乙B第5号証238ページ、乙B第8号証76ないし78ページ）。

ウ 以上に述べた国籍の考え方を我が国の国籍に即していえば、日本国民は、日本国構成員であって、日本国憲法における人権享有主体となり得るとともに、國權の淵源であり、國權に対し、主体としての地位に立つものであるが、その一方で、このような日本国民は、日本国統治権に服し、日本国が定めるところによる各種の義務を負うことになる。我が国憲法を眺めてみても、憲法は、単に人権規定のみによって構成されてはおらず、そこには、同時に、納税の義務、教育の義務、勤労の義務が定められているのであり、これも、国民が日本国の人権享有主体であると同時に主権者たる地位にある一方で、日本国民として果たすべき義務があることを國家の側から求めていることの表れにほかならない。また、日本国が国民に課する義務は、こればかりに限られない。例えば、我が国においては、一定

の犯罪（放火、建造物等侵害、私文書偽造、私電磁的記録不正作出、私印偽造、強制わいせつ、重婚、贈賄、殺人、傷害、傷害致死、業務上墮胎、不同意墮胎、保護責任者遺棄、逮捕及び監禁、略取誘拐、名誉毀損、窃盗、強盗、詐欺、背任、恐喝、業務上横領等）を、日本国民が日本国外で犯したときにおいても、我が国の刑法を適用するとの積極的属人主義を採用している（刑法3条）ことも、国家刑罰権に服せしめるという意味で、義務の一態様と理解することができる。

なお、諸外国においては、国籍に関して論じられている忠実義務の象徴的な表れとして、時に生命身体をも犠牲にすることが求められる兵役義務を規定している国もある。

他方、我が国は、国民に対し、種々の義務や負担を課する反面として、その統治権に服する者に対して、積極的に人権の享有主体性を認め、主権者として国政に参画させる権利を保障し、自国民を保護するために外交保護権行使する。あるいは、日本国民が海外渡航をする際には、その者のために旅券を発給して、その者の国籍その他の身分事項を公証し、渡航先の外国官憲に対し、保護要請をし（それゆえ、我が国の旅券にも、「日本国民である本パスポートの所持人を通路故障なく旅行させ、同人に必要な保護扶助を与えられよう、関係の諸官に要請する。」との文言の保護要請文が記載されている。）、更にはその引取りを保証すること（=duty of admission）が義務付けられることになると解されるのである（春田哲吉「パスポートとビザの知識〔新版〕」164ページ）。

ところで、周知のとおり、我が国においても、「権利の性質上」という制約がない限りは、外国人に対しても人権は広範に保障されていると解する立場が主流であるし、また、人権の国際化の流れもあって、外国人と国民との間で保障されるべき権利利益の内実はますます差違がなくなっている。しかしながら、例えば、参政権や生存権のように、「権利の性質

上」、外国人に対し、日本人と同一の内容の権利を当然には付与することができない場面も現に存在する。それは、我が国との法的紐帶という観点からすると、日本国の永続的な統治下にある日本国民と、我が国に滞在する間に限ってその領土主権に服するにすぎない外国人とでは、基本的な立場を異にするという事情が存在するからにほかならない。

エ このように、国籍とは、なんぴとに日本国の主権者たる地位を与え、他方で、なんぴとを日本国の統治権に服する立場に立たせるのかの要件を画定する問題である。国籍要件の画定に際しては、国家と国民とのなにがしかの結合点を求めなければならないところ、各国は、その国の歴史的沿革、伝統、社会的・経済的事情、国際社会の状況等の諸般の要因を考慮してその結合点を求め、国籍の得喪要件を定めている。

(2) 国籍を個人の権利義務の問題としてのみ捉える考え方は誤りであること

前記(1)で述べたような国籍の意義からすれば、国籍の得喪は、個人の側からみた権利義務の問題として捉えれば事足りるというものではなく、国家の側からみて、どのような者に統治権を及ぼすのが相当であるのかという観点をも考慮して制度が設計されなくてはならない問題であるというべきである。

我が国における近時の議論の中には、このような国益という観点からみた国籍の存在意義を軽視し、あるいは、国籍の本来の概念を希薄化させて、国籍の有する意義について、個人が国家に保護されるか、個人が国民として権利主張できるかどうかといったように、専ら個人の権利の観点から論じようとするものも少なくないが、このような考え方は、国籍の本質を十分に正解したものとはいえない。

第2 国籍法11条1項は憲法10条、13条、22条2項及び98条2項に反するものではないこと

1 はじめに

原告は、国籍法11条1項について、自己の志望により外国の国籍を取得した者の日本国籍を一律に「剥奪する」ものであり、「憲法10条は日本国籍剥奪を法律に委任していない」とし、また、国籍法11条1項は、①日本国籍を離脱しない自由、日本国籍を保持する権利を違法に侵害するものであって、憲法10条の委任の趣旨を逸脱し、憲法22条2項及び13条に違反するものであること、②「専断的な国籍剥奪の禁止原則は国際慣習法であり、（中略）憲法98条2項に違反して」いることなどを主張している（訴状26ないし28ページ）。

そこで、被告は、憲法10条は日本国籍の喪失について立法裁量に委ねていること、原告の主張する「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」は憲法13条及び22条2項によって保障されているものではなく、仮に保障されているとしても、国籍法11条1項は憲法13条及び22条2項に反するものではないことを述べた上で、国籍法11条1項が憲法98条2項に反するとの原告の主張に理由がないことを述べる。

2 憲法10条は、日本国籍の喪失を直接希望する意思がない場合に日本国籍を喪失させる立法を委任していないという原告の主張は誤りであること

(1) 原告の主張

原告は、明治憲法下では、一旦付与された国籍を保持する権利があり本人の意思に反して国籍を剥奪することは原則として許されないとする見解が通説だったのであり、現行の憲法制定過程の議論や憲法制定権者たる国民の合理的な意思からすれば、憲法10条の委任の内容に日本国籍を剥奪する立法は含まれないと主張する（訴状171ないし198ページ）。

(2) 被告の反論

ア 明治憲法下において、「国籍を保持する権利」が保障されていたと解することはできないこと

明治憲法18条は、「日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」と定めるとともに、明治32年に公布・施行された旧国籍法は、国籍喪失事由として、自己の志望による外国の国籍取得（同法20条）のほか、身分行為又は身分関係に基づく当然の国籍の喪失を定めていた（同法18条、19条、21条、23条。乙B第5号証263ページ）のであるから、明治憲法下において、日本国民が外国国籍を取得した場合に日本国籍を喪失しない権利を含む「国籍を保持する権利」が保障されていたと解することはできない。

したがって、明治憲法下において「国籍を保持する権利」が保障されていたことを前提に、憲法10条が国籍の喪失につき本人の真意に基づく国籍の離脱の要件のみを法律に委任するものであるとする原告の主張は、前提を誤っている。

原告は、上記の旧国籍法の定めにもかかわらず、美濃部達吉が、本人の意思に基づかない国籍の剥奪（喪失）は許されないとする通説的見解を示していた旨主張し、同人の著作（甲第90号証、同第94号証）を提出する。しかしながら、美濃部達吉も、原告が引用する文献（甲第84号証143ページ及び甲第94号証130及び131ページ）において、「國籍ヲ保有スルコトハ國民ノ權利ニシテ、國家ハ國民ノ意思ニ反シテ一方的ニ之ヲ剥奪スルコトヲ得ズ。」と述べているものの、旧国籍法20条については、「国籍喪失ノ原因ハ左ノ如シ。」として「帰化　任意ニ外國ニ帰化シタル者ハ日本ノ國籍ヲ失フ（二〇條）」と記載するだけで、当該規定に対する批判等を何ら行っていないから（乙B第2号証142ないし151ページ、乙B第3号証130ないし137ページ）、自己の志望により外国国籍を取得した者が日本国籍を喪失することが「國民ノ意思ニ反シテ一方的ニ之ヲ剥奪スルコト」に該当すると考えていたとは思われない。

イ　日本国憲法は、日本国籍の喪失に関する要件について、広い立法裁量を

認めていること

(ア) なんびとを国家の構成員とするのかは国家統治の根幹に関わる事柄であって、国籍の得喪要件をどのように定めるかは各々の主権国家における自主的な判断に委ねられている（国内管轄の原則）。

現に、我が国を始め各国は、その国の歴史的沿革、伝統、社会的・経済的事情、国際社会の状況等の諸般の要因を考慮して国籍の得喪要件を定めているところである。我が国は、憲法10条において、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定しているところ、最高裁平成27年判決は、「憲法10条の規定は、国籍は国家の構成員としての資格であり、国籍の得喪に関する要件を定めるに当たってはそれぞれの国の歴史的事情、伝統、政治的、社会的及び経済的環境等、種々の要因を考慮する必要があることから、これをどのように定めるかについて、立法府の裁量判断に委ねる趣旨のものであると解される」と判示し、上記の基本的な考え方を示している。原告は、憲法10条が法律（国籍法）に委任する国籍喪失の要件について限定的に解釈すべきであると強調するが（訴状171ページ以下）、上記のとおり、国籍の性質上、国家と国民との関係をどのように定めるかは各国の立法府の裁量判断に委ねられていることに照らせば、憲法10条が国籍喪失の要件に係る法律への委任の範囲を限定していると解釈すべき根拠はない。

(イ) 一般論としては、国籍の得喪に係る要件を、憲法に全て定めておくという選択肢もあり得るところであり、実際にそのような例もある（乙B第20号証25ページ、乙B第21号証143及び144ページ）。しかし、我が国の憲法は、そのような選択をせず、憲法22条2項において国籍離脱の自由を定めるほかは、憲法10条において「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定するにとどめ、国籍の得喪に係る要件の定立を国会による立法事項として、その裁量に委ねている。

沿革をみると、憲法10条は、もともと政府原案に掲げられていなかつたところ、衆議院において、追加的に盛り込まれたという経緯がある（乙B第21号証142ページ）。すなわち、明治憲法は、重要な法律事項は憲法に個別に列挙する主義を採用していたから、国家の構成員の資格を命令事項ではなく法律事項であると明示することに意義はあったが、新憲法下では、国会が「国権の最高機関」であって「国の唯一の立法機関」とされ（憲法41条）、全ての法規は法律の形式で定めるべきものとされたため、明治憲法18条（「日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」）に相当する規定を新憲法に承継させることは論理的には無用と解された。しかし、その後、衆議院において、国の基本的法制として最小限度に必要であるとして、10条が規定されるに至ったものであるところ、憲法10条の制定に当たって、国籍の喪失の要件に係る法律への委任の範囲が審議されたということもない（乙B第21号証143ページ、乙B第22号証231ページないし239ページ）。

(4) したがって、憲法10条が国籍の喪失につき本人の真意に基づく離脱の要件のみを法律に委任するものであるなどという原告の主張は、独自の見解に基づくもので失当である。

3 国籍法11条1項は憲法13条及び22条2項に反するものではないこと

(1) 原告の主張

原告は、憲法21条1項の表現の自由には表現しない自由が、憲法20条1項の信仰の自由には信仰を強制されない自由が、それぞれ含まれているように、憲法の保障する「自由」は作為の自由のみならず不作為の自由を内包しているから、憲法22条2項は、「日本国籍を離脱しない自由」をも保障していると解すべきであるとして、仮に、憲法22条2項が日本国籍を離脱する自由しか保障していないとすれば、日本国籍の離脱を望まない大多数の日本国民にとって、同条は人権保障の規定でないとともに、日本国籍剥奪と

いう極めて重大な人権侵害を正当化する規定にすぎなくなると主張する（訴状199ないし202ページ）。

そして、原告は、憲法22条2項は、憲法13条と結び付いて、「個人の意思に反して国籍の離脱を強制されない自由」、すなわち「日本国籍を離脱しない自由」「日本国籍を保持する権利」を保障しており、この自由あるいは権利に対する制約は必要最小限のものでなければならない旨主張する（訴状204ないし208ページ）。

(2) 原告が主張する権利は、憲法13条及び22条2項により保障されてはいること

ア　原告が主張する権利の内実は、詰まるところ、「重国籍を保持する利益」にすぎないこと

原告の主張を前提とすると、日本国籍を有する者は、自己の志望により外国国籍を取得しても、その意思に反して日本国籍を失わない権利が憲法上保障されているということとなる。そうすると、当該外国国籍に加えて、日本国籍をも保持することになる。つまり、原告が主張する権利の内実は、重国籍を保持する利益と同義である。

しかしながら、原告の上記のような主張を前提とすると、二つの国籍国のいずれにおいても、主権者たる地位を与えられ、旅券の発給を受け、参政権を行使し、居住の権利、出入国の権利が保障され、社会保障を受け得る地位を取得し、それらの国により外交保護権によって庇護を受けるという立場を取得する利益があるということになるが、このような便益を求める関係は、国籍概念が前提としている国民と国家との結合関係とはあまりにもかけ離れたものである。いかなる者を国家の一員に帰属させるかという国籍の得喪の問題は、その者と国家との結合関係をどのように把握するかという問題であって、前記第1の4(2)で述べたとおり、その者が受けきることができる便益のみを考慮して決まるものではない。

したがって、憲法13条及び22条2項が重国籍を保持する利益を保障しているとの原告の主張は、明らかに前提を欠くものである。

イ 日本国憲法は、日本国籍の得喪について広い立法裁量を認めていること

(ア) 前記2で述べたとおり、我が国の憲法は、22条2項において日本国籍離脱の自由を定めるほかは、10条において「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定するにとどめ、国籍の得喪に係る要件の定立を国会による立法事項として、その裁量に委ねている。

(イ) また、憲法22条2項が保障する国籍離脱の自由は、国家の構成員たる資格からの離脱を自ら意欲する者に対して（無国籍状態が招来されない限りは）国家があえて引き留めず、妨害しないという、いわば消極的権利である。同条項の文理に照らしても、同項が、日本国籍を有する者に対して国籍を離脱することではなく、原告が主張するような「日本国籍を保持する権利」を具体的に保障しているとは解し難い。

(ウ) 以上のとおりであり、原告が主張するように外国国籍を取得しながら「日本国籍を保持する権利」なるものが憲法上の権利として保障されていると解することはできない。

この点、最高裁平成27年判決は、上告人らが憲法13条により「その意に反し、あるいは合理的な理由なく日本国籍を剥奪されない権利ないし利益」、すなわち「国籍保持権」なる権利が保障されると主張した事案であるところ、上記判例の調査官解説では、「国籍保持権なる権利の具体的な内容は判然としないところ、憲法上は、10条で国民たる要件は法律で定めるとして特段の要件を規定せず、また、22条2項で国籍離脱の自由を定めるにとどまっており、日本国籍を取得・保持する権利が保障されているか否かについて条文上これを明らかにしていない。

（中略）憲法13条の射程が国籍という国家の裁量の下に付与する地位につき及び得ると解すべき法的根拠に乏しい」（寺岡洋和＝最高裁判所

判例解説民事篇平成27年度（上）138ページ（注23））とされて
いるところである。

ウ 国籍を個人の権利義務の問題としてのみ捉える考え方は誤りであること

そもそも、前記第1の4(2)で述べたとおり、国籍の得喪は、個人の側からみた権利義務の関係として捉えれば事足りるというものではなく、国家の側からみて、どのような者に統治権を及ぼすのが相当であるのかという観点をも考慮して制度が設計されなくてはならない問題である。

したがって、「日本国籍を保持する権利」が憲法上保障されているとする原告の主張は、国益という観点を欠き、専ら個人の権利義務の問題と捉えるものであって、国籍の意義や性質に反するものである。

エ 小括

以上のとおり、原告が主張するような「個人の意思に反して国籍の離脱を強制されない自由」、すなわち「日本国籍を離脱しない自由」「日本国籍を保持する権利」は、憲法上保障された権利とはいえない。したがって、これらが憲法13条及び22条2項により保障されることを前提とする原告の主張は失当である。

(3) 国籍法11条1項の立法目的は合理的であり、同項は、立法目的を達成する手段としても合理性を有していること

ア はじめに

仮に、原告が主張するように、日本国籍を有する者に「日本国籍を保持する権利」が憲法13条や22条2項により保障されているものとしても、国籍法11条1項は、憲法13条や22条2項に違反するものではない。

以下、詳述する。

イ 国籍法11条1項に係る憲法13条及び22条2項適合性の判断基準

(ア) 国籍法11条1項の定めが憲法13条又は22条2項に違反するか否かを判断する基準は、原告が指摘するような厳格な基準とは解されない。

憲法10条が「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」として、国籍の得喪に関する要件の定めを法律に委ねた趣旨は、国籍の得喪はそれぞれの国の歴史的沿革、伝統、社会的・経済的事情、国際社会の状況等種々の要因を考慮する必要があることから、これをどのように定めるかについて、立法府の合理的な裁量判断に委ねざるを得ないことによる。このように、国会には、国籍に係る広範な立法裁量が存在する。そして、国籍の得喪に起因する利益は、表現の自由などのような前国家的な権利利益ではなく、上記の広範な立法裁量を下敷きにして定められた国籍制度を前提とした利益にとどまるものであるから、その性質上、かかる利益に何らかの制約が課せられるとしても、それによる個人の不利益の程度は限定的というほかない。しかも、国籍法11条1項は、自己の志望により外国国籍を取得した場合に限って日本国籍を喪失するというにとどまるので、同項が適用される場合には、その前提として、「自己の志望」すなわち日本国籍を喪失する者の自己決定が存在するものである。

したがって、国籍法11条1項について、憲法13条や22条2項の適合性が問題となるとしても、憲法適合性の判断基準としては、立法目的とその立法目的の達成手段について合理性が認められれば足りるというべきである。

この点、東京訴訟一審判決は、国籍の喪失に関する立法裁量の逸脱又は濫用の有無に関する判断基準について、「同条（引用者注：憲法10条）が国籍の得喪に関する要件の定めを立法府の裁量判断に委ねていることからすれば、国籍の喪失を定める立法については、当該立法に係る立法目的及びその目的を達成する手段が合理的である場合には、裁量の範囲を逸脱又は濫用したものということはできないと解するのが相当である」と判示され（乙B第15号証40ページ）、東京訴訟二審判決でも維持されている（乙B第39号証）。なお、この点については、東京

地裁令和3年2月判決でも同様に判示され（乙B第33号証61ページ）、同判決は東京高裁令和4年11月判決でも維持されている（乙B第34号証）。

(1) これに対して原告は、国民主権原理及び基本的人権尊重原理及び「個人の尊重」原理を根拠として、厳格な違憲審査がなされるべきであると主張する（訴状132ないし169ページ及び211ないし213ページ）。

国民主権原理や基本的人権尊重原理等が憲法上重要な原理・原則であることは否定しないが、原告の主張は、自己の志望により外国国籍を得し、当該外国国籍に加えて日本国籍をも保持することによって、二つの国籍国のいずれにおいても主権者たる地位や基本的人権の享有主体たる地位を保持することを認めるべきであるというものである。このような二重国籍の解消の場面において、国民主権原理や基本的人権尊重原理の重要性を理由に、二つの国籍国での利益を保持することを最優先しなければならないような厳格な違憲審査が求められるなどとはいえない。

また、原告は、日本国籍は、日本国民にとって「各人の固有の存在意義・目的」の基礎あるいは一部であり、かつ、「各人の個性」を構成する人格権の重要な要素であり、日本国籍を剥奪することは、個人の人格権を著しく侵害すると主張する（訴状151ないし159ページ）。

しかしながら、原告が主張するところの「アイデンティティ」というものは極めて曖昧な概念であって、憲法上の権利として保護に値するような利益とはいひ難く、更にいえば、原告が述べる「先祖や親族との世代や空間を超えた親密なつながり」や「日本国内外の友人たちと協働して母国である日本を進歩発展させていくうえで必要な、かけがえのない絆」や「日本語を用いた名前を通して伝えられる名づけ親の思い」（訴状158及び159ページ）などは、国籍を変更することによって直ち

に失われるものではないのであって、「各人の固有の存在意義・目的」や「各人の個性」が奪い取られることになるなどとは到底いえない。

ウ 国籍法11条1項の立法目的は合理的であること

(7) 国籍法11条1項の立法目的には、「国籍変更の自由を認める」という目的が含まれること

国籍法11条1項の立法目的は、国籍変更の自由を認めるとともに、国籍の積極的抵触（重国籍の発生）を防止することにある。

a　原告は、国籍法13条により簡単に日本国籍を離脱し、日本国籍から外国国籍へと国籍変更することが可能になっており、これにより日本国籍から外国国籍への国籍変更の自由は十分に保障されているため、国籍法11条1項は国籍変更の自由の保障にとって不要な規定であり、固有の存在意義を有しない旨主張する（訴状67及び68ページ）。

しかしながら、国籍法11条1項と同法13条とでは、重国籍の発生原因及び想定している場面が異なる。すなわち、同法11条1項は、自己の志望による外国国籍の取得を原因として重国籍となる場面を想定している一方で、同法13条は、それらを原因とせず重国籍となる場面を想定している。

そして、国籍法11条1項は、自己の志望による外国国籍の取得の場面において、重国籍の発生を可能な限り防止しつつ、国籍変更の自由を保障することを立法目的とするものであるから、同法13条の存在をもって、同法11条1項が存在意義を有しないこととなるとは到底いえない。

したがって、国籍法13条の存在をもって、同法11条1項には国籍変更の自由という立法目的が含まれていないという原告の主張には理由がない。

b　また、原告は、「国籍自由の原則」とは、国籍の得喪が本人の意思

によらなければならないという要請であるところ、国籍法11条1項は本人の意思によらずに日本国籍を喪失させる規定であることから、同規定の立法趣旨を「国籍自由の原則」、すなわち、「国籍変更の自由の保障」と同視して解釈することは誤りである旨主張する（訴状69ページ）。

しかしながら、「国籍自由の原則」は、国家が個人の意思に反して自国の国籍をこれに強制すべきでないとする原則であって、自己の意思により他国の国籍を取得した場合には従前の国籍の喪失を認めるべきであるとの見地から主張されたものであり、この意味において、国籍自由の原則は、第一義的には国籍変更の自由の原則を意味する（乙B第5号証252及び253ページ）。したがって、国籍法11条1項が国籍自由の原則、すなわち、国籍変更の自由の保障を基調に置いているとの被告に主張に何ら誤りはない。

なお、東京訴訟一審判決も、国籍法11条1項について、憲法22条2項が国籍離脱の自由を保障するに至ったことを受けて、国籍離脱の一場面として、外国の国籍への変更を認めることにより「国籍変更の自由」を保障したものであると解される旨判示し（乙B第15号証42ページ）、同判決は東京訴訟二審判決でも維持されている（乙B第39号証）。なお、この点について、東京地裁令和3年2月判決でも同様に判示され（乙B第33号証63ページ）、同判決は東京高裁判令和4年11月判決でも維持されている（乙B第34号証）。

したがって、原告の主張には理由がない。

c さらに、原告は、旧国籍法20条の提案理由が「自己ノ意思ヲ以テ日本ヲ離レテ外國ノ國籍ニ入ル者ハ強ヒテ之ヲ日本人ト為シ置クモ毫モ日本ニ益ナキノミナラス國籍ノ積極的衝突ヲ生スル弊害アリ」とされていること及び旧国籍法では国民の自由な国籍離脱がそもそも認め

られていなかつたことを考えれば、旧国籍法20条が国籍変更の自由の保障をその立法目的とはしておらず、また、憲法22条2項によつて国籍離脱の自由が保障されるようになったから、旧国籍法20条を「国籍変更の自由の保障」のための規定とみる必要もなくなつたから、昭和59年改正前の国籍法8条が「国籍変更の自由の保障」という立法目的を踏襲することはあり得ないと主張する（訴状69ないし73ページ）。

しかしながら、旧国籍法20条が、国家は個人の意思に反して自国の国籍を強制すべきでないという国籍自由の原則の発現であるとされていることは前記第1の2(5)で述べたとおりである。日本人が自己の志望により外国の国籍を取得した以上、既に日本人たることを欲しないのであるから、国籍非強制の原則（国籍自由の原則）上、これを日本人として強制することは適当ではなく、かつ、二重国籍者の発生という国際関係上好ましくない結果を生ずるおそれがあるとして、同条は自己志望により外国国籍を取得する場合を日本国籍喪失の原因と認めたものと説明されている（乙B第12号証57ページ）。このように、旧国籍法20条が国籍自由の原則、すなわち、国籍変更の自由の保障を基礎に置く規定である以上、旧国籍法20条を踏襲した昭和59年改正前の国籍法8条、国籍法11条1項もまた、国籍自由の原則、すなわち、国籍変更の自由の保障を基礎に置いていることは明らかである。

なお、昭和25年の国籍法制定時、立法担当者は、昭和59年改正前の国籍法8条は国籍変更の自由を認める規定であつて、旧国籍法20条の規定をそのまま踏襲するものである旨説明している（乙B第36号証3ページ）ことから、昭和59年改正前の国籍法8条の内容を引き継いでいる国籍法11条1項の規定が国籍変更の自由という立法

目的も引き継いでいることは明らかである。

d　原告は、国籍法11条1項が国籍変更の自由の保障の観点から有用性を発揮するのは、①本人が日本国籍を離脱し、外国国籍を取得することを希望している場合であること、②当該外国の国籍法において当該外国国籍の取得と同時に原国籍を離脱することを要件としていること、③当該外国国籍の取得と同時に原国籍の離脱ができない場合には原国籍を離脱しないで国籍取得を認める旨の救済規定が存在しないことという条件の全てを満たす場面だけであって、同項の規定はこの場面を超えて日本国籍を喪失させるものであり、日本国籍の喪失という日本国民にとって重大な不利益を、本来必要な範囲を逸脱して過度に広範に生じさせている旨主張し、また、上記場面では国籍変更の自由の保障と複数国籍の防止が同項の立法目的として並立することはあり得ない旨主張する（訴状73ないし77ページ）。

しかしながら、外国法が重国籍防止の規定を設けるかどうかは当該外国の立法政策に委ねられている以上、自己の志望により外国国籍を取得する者について日本国籍を喪失させて重国籍防止を図ることは合理性がある。したがって、国籍法11条1項は、原告が主張する場面でのみ有用性を発揮すると理解されるものではない。また、同条項の立法目的は、日本人に対して外国国籍への変更を認めるとともに、それに伴う重国籍を防止するという相互が密接に関連したものであるといえるのである。

なお、東京訴訟一審判決でも、「上記①（引用者注：重国籍発生の防止）及び②（引用者注：国籍変更の自由の保障）の目的は相互に密接に関連したものであるところ、原告の主張は上記①の目的と上記②の目的がそれぞれ独立した立法目的であることを前提に、上記②の国籍変更の自由の保障に資する場面が限定的であるなどと論じるもので

あって、このようなことから上記②の目的が同項の立法目的に含まれないということはできない。」と判示され（乙B第15号証43ページ）、同判決は東京訴訟二審判決でも維持されている（乙B第39号証）。なお、この点については、東京地裁令和3年2月判決でも同様に判示され（乙B第33号証64ページ）、同判決は東京高裁令和4年11月判決でも維持されている（乙B第34号証）。

e 以上のとおり、原告の主張にはいずれも理由がなく、国籍法11条1項の立法目的には、「国籍変更の自由を認める」という目的が含まれていると認められる。

(4) 重国籍の解消は国籍の本質から導かれる概念であること

a 前記第1の1及び2で述べたとおり、国籍が、国家の基本的構成要素の一つである国民、すなわち、主権の保持者であり統治権に服する者の範囲を画定するという問題である以上、一人の人間に対して複数の国家が対人主権を持つ、又は主権在民の国において一人の者が複数の国に対して同時に主権を持つということは、主権の考え方とは根本的に相容れないことであって、人は必ず国籍を持ち、かつ、国籍は唯一であるべきであるという考え方方が国籍の本質から導かれるものである。

そして、昭和59年国籍法等改正に至るまでの国際法の動向を通覧すると、重国籍が解消される必要があるという考え方は、国籍の得喪が飽くまでも国内管轄事項とされている中で、国際化が進み、不可避的に直面することとなった重国籍の発生という事態を踏まえ、その回避の必要性が意識的に取り上げられ、国際法的に承認してきた。1930年における「国籍法の抵触についてのある種の問題に関する条約」（甲第44号証の1及び2）のほか、第二次世界大戦後の1963年における「重国籍の減少及び重国籍者の兵役に関する条約」（乙

B第23の1及び2号証)においても、重国籍の回避ということが念頭に置かれている(同条約1条)。

なお、「国籍法の抵触についてのある種の問題に関する条約」6条には、「自己ノ意思ノ表明ナクシテ獲得シタルニ個ノ國籍ヲ有スル個人ハ放棄セントスル國籍國ノ許可ヲ得テ其ノーフ放棄スルコトヲ得ベシ」と規定しているが、その基礎案においては「自己ノ意思ノ表明ナクシテ獲得シタル」という字句は存在していなかった。これは、国籍の放棄の意思表示をすることができる二重国籍者については、自己志望(帰化)によって二重国籍者となった場合を除くことを明確にすることを意味するものである。同条約が、重国籍の回避を念頭に置いていることからすれば、外国立法例が、外国への帰化をもって直接国籍喪失原因と認めるものが大多数を占めていたことを前提とするものといえる(乙B第12号証57ページ、乙B第24号証30ページ)。

b また、国籍唯一の原則という考え方について、我が国の国籍法制の沿革を通覧すると、明治32年の旧国籍法において既に重国籍の防止への配慮がされていたし(前記第1の2(5)ア)、昭和25年に制定された国籍法は、帰化における重国籍防止要件を定め、国籍留保対象者を生地主義国全般に広げ、積極的に重国籍発生の防止を図る制度を導入するなど、重国籍防止に一層配慮されたものとなっていた(前記第1の2(5)イ)。そして、昭和59年国籍法等改正においても、国籍唯一の原則が重要な立法政策の一つと考えられて、国会審議の中でもそれを維持することが確認され、さらに、父母両系血統主義の採用等により、重国籍者が増加する事態をも想定した国籍選択制度の新設や国籍留保制度の拡充がされている(前記第1の2(5)ウ)。

c 以上のとおり、重国籍の発生防止(ないしその考え方)は、国籍の本質から導かれ、国際法上も認められてきた国籍立法の理想であって、

国籍の得喪の決定が国内管轄事項とされる中にあって、これを我が国の国籍法が立法目的の一つとして掲げることが憲法適合性を吟味するにおいて不合理であるとされる余地はない。

この点、国籍留保制度を定めた国籍法12条の合憲性を認めた前掲最高裁平成27年判決の調査官解説においても、国籍法12条における重国籍の発生防止・解消という立法目的の合理性について、「内国秩序等の観点から弊害が指摘されている重国籍の発生を回避するという立法目的（中略）は、諸外国の国籍立法の動向を踏まえても、現在もなお、合理的なものであると考えられる。」（前掲最高裁判所判例解説民事篇平成27年度（上）120及び121ページ）と解説されているところ、このことわりは、重国籍の発生防止を立法目的の一つとする国籍法11条1項においても等しく妥当するものである。

(イ) 重国籍の弊害を軽視する原告の主張は誤りであること

重国籍の弊害等として、①外交保護権の衝突、②兵役義務の抵触、③納税義務の抵触、④適正な入国管理の阻害、⑤重婚の防止不能、⑥単一国籍者が得られない利益を享受する者の発生の6点が挙げられる。

原告は、これらのいずれについても、重大な問題とはみなされなくなっているか、重国籍防止以外の原因によって生じる問題であるとか、あるいは重国籍防止以外の方法によって解決可能となっているとして、重国籍による弊害はないことを強調するようである（訴状93ないし111ページ）。

そこで、上記6点について、以下詳述する。

a. 外交保護権の衝突

(a) 原告は、重国籍による外交保護権の衝突のおそれについては、既にこの問題を解決するための国際慣習法上のルールが整備され、被告がこのルールを遵守すること、また、外交保護権の不行使による

ことによって解決することが可能である旨主張する（訴状94ないし96ページ）。

(b) しかしながら、問題は、現在の国際社会において、我が国において外交保護権の問題が生じないよう条約等が整備されているかということにある。「国籍に関するヨーロッパ条約」を採択しているヨーロッパ諸国とは異なり、我が国においては、国籍問題の生じやすいアジア諸国等の諸外国との間で、国籍問題を解決するための条約は締結されておらず、かつ、我が国を取り巻く現在の国際情勢の下では、これが締結される具体的な見通しはなく、その整備を速やかに図ることも困難である。例えば、国籍法に詳しい木棚照一教授は、2007年に米国で行った講演会において、「国家の側から見た重国籍から生じる不都合は、本来、国家間の協議により国際的な協定その他の協力の中で解決すべきといえましょう。しかし、現在日本との重国籍を生じる可能性のある国の中には、このような協定の締結や協力関係の構築が困難な国もあります。」「ヨーロッパ諸国とは異なって、日本をめぐる現在の状況の下では、重国籍を広く容認することによって生じる不都合を解決するための関係国との協議や協力をすることが容易でない場合が生じるおそれがあります。個人の側から、平和な現在の状況を前提としてみれば、それほど格別現実的には不都合は生じない、ともいえましょう。しかし、国籍を個人の側からだけみると、国籍法の議論としては均衡を欠くであろうと思います。一方で、国際的情勢いかんによっては、国籍の扱いは国家間の摩擦・紛争問題に発展することも否定できません。」「日本からみて重国籍を含む国籍問題が最も生じやすいアジア諸国との関係で、長期的な展望の中でたとえば、東アジア共同体というような関係が構築され、重国籍から生じる問題を関係国間

で相互に協議し、協力し合って解決できるようになれば、」重国籍解消のための制度の見直しが可能となる旨指摘しているところである（乙B第25号証29及び30ページ）。

(c) 原告は、ハーグ国籍法抵触条約4条のルールが国際慣習法化しており、被告はそれに従う義務があると主張する（訴状94及び95ページ）。

しかしながら、我が国は、ハーグ国籍法抵触条約を批准しておらず（甲第43号証）、同条約に直ちに拘束されるわけではない。

この点をおくとしても、ハーグ国籍法抵触条約4条では、国籍国相互間では互いに外交的保護権を行使し得ないものとされていたところ、近年では「実効的国籍の原則」の観念の下に異なる取扱いがみられる。例えば、米・伊調停委員会のメルジエ事件判決では、重国籍者がいずれかの国籍国との実質的な結合が優越しているときは、その国籍国による他方の国籍国への外交保護権の行使が認められるとしており、この立場は、国際法の一般的規則として定着しつつあり、判例上有力とされている（乙B第26号証418及び535ページ）。そして、外交保護権は飽くまでも国家の権利であり、これを行使するか否かは専ら国家の裁量であると解されている。国際司法裁判所も、バルセロナ・トラクション事件において、「国家は全面的な行動の自由を有する」として、外交保護権は、政治的考慮を含む国家の「裁量権」に属するとしている（乙B第26号証537ページ）。外交保護権の行使が国家の裁量である以上、各国籍国が、自國の方が実質的な結合が優越していると解釈して外交保護権行使し、結果として外交保護権が衝突してしまうおそれは否定できない。すなわち、仮に原告が主張するような国際慣習法上のルールが存在するとしても、その解釈や適用等をめぐる紛争を未然に防ぐ必

要があることを否定することはできないのである。

(d) また、原告は、外交保護権の不行使による解決を主張する（訴状 95 及び 96 ページ）が、外交保護権は、被害者個人の救済という機能も有するものである（乙B第 26 号証 537 ページ）。原告の主張は、この視点を欠き、外交保護権の機能を正解しないものであるといわざるを得ない。

原告は、この点に関して「外交保護権の衝突を回避するために複数国籍者の日本国籍を喪失させることも自国民保護の義務を免れることが目的」であり、「外交保護権の不行使が自国民保護義務違反なら、日本国籍を喪失させることも自国民保護義務違反であろう」と主張する（訴状 96 ページ）。

しかしながら、外交保護権の衝突のおそれは重国籍の発生による弊害の一つであり、飽くまでもそのような弊害を回避するために国籍法 11 条 1 項により重国籍の発生を防止しているのであるから、自国民の保護を免れるために国籍法 11 条 1 項により重国籍の発生を防止しているかのような原告の主張は、明らかに誤りである。

b 兵役義務の抵触

(a) 原告は、徴兵制度が禁止されている現憲法下では生じ得ないと主張する（訴状 96 ページ）。

確かに、日本国民には兵役義務が課されていないことから、日本国民として負う兵役義務と、重国籍国の国民として負う兵役義務が同一人に帰属するという意味での兵役義務の衝突は考えられない。

しかしながら、我が国内に居住する重国籍の日本国民に対し、重国籍国である外国の兵役義務を課される事態が生ずる可能性は否定し難いところ、そうした場合に、当該重国籍国によっては、当該日本国民が、重国籍国の兵役義務の履行として、日本国に対し武力を

行使するなどの事態が生じる可能性も否定し難い。すなわち、例えば、有事の際、日本国民が自衛権を行使する対象となった相手国（兵役義務を課している国）の国籍をも有している場合、その者は、相手国の兵役義務が課せられるため、我が国に対する武力行使に加担してその軍務に服したり、また、兵役に就かなくとも相手国の忠誠義務を履行して当該武力行使を誘致し、相手国に軍事上の利益を与えたりすると、日本国民の国家に対する忠誠義務違反をその本質とする外患誘致・援助罪（乙B第27号証242ページ）の刑事責任を負うこととなり、反対に、これを避けようとすれば、相手国の兵役義務や忠誠義務に違反することとなりかねない。このように、日本国民たる立場にあり、かつ、日本国の統治下にあるべき者が他の國の統治に服するために当該他國の兵役の義務を負うという事態が我が國の国益と矛盾を来すことは、日本国民に兵役義務が課されているか否かにかかわらず十分に想定されるところであって、これを解消するには、重国籍の発生を防ぐよりほかはない。

したがって、重国籍の問題点として、忠誠義務や兵役義務の衝突を論じることに意味がないとはいえない。

(b) また、原告は、「外国の兵役義務に服する者が日本に対する武力行使等に参加することの危険性を論じるならば、それは相手国との国籍のみを有して日本に滞在する者などについても等しく当てはまる」ものであり、「忠誠義務の衝突については、兵役義務のある外国に対して日本が自衛権を行使せざるを得ない事態になったとき、日本在住の当該外国の国籍と日本国籍の複数国籍者が、当該外国の兵役を拒否するか履行するかの選択を余儀なくされることがあり得るとしても、このようなジレンマに立たされるのは日本と当該外国の複数国籍者だけでなく、日本に生活の本拠を有して滞在する当該

「外国の単一国籍者も同様である」と主張する（訴状 97 ページ）。

しかしながら、重国籍の発生という事象が、上記の事態を一層深刻化させる要因となることは明らかであり、そうである以上、重国籍の弊害の一侧面として兵役義務等の衝突を論じることは当然のことである。

c　納税義務の衝突

(a) 原告は、日本の税制が納税義務者の国籍を根拠に課税する制度を採用していないことから、日本の現行法制度の下で、複数国籍発生を防止することにより回避できる納税義務の衝突は生じ得ないし、諸外国を見ても、国籍ではなく所得の発生地を基準に課税する法制度が一般的であるため、仮に日本が国籍を課税根拠とする法制度を採用したとしても、諸外国も同様の法制度に転換しない限り、複数国籍発生を防止することにより回避できる納税義務の衝突は生じないなどと主張する（訴状 99 ないし 102 ページ）。

しかしながら、現在日本や他の主要国家の税制において国籍を納税義務の根拠とする制度が見受けられないからといって、直ちに納税義務の抵触が発生しないとは限らない。結局のところ、全ての国家が重国籍者に対する二重課税を避けるべく、調和的に租税立法を行うのでなければ、納税義務の衝突といった事態は避けられない。しかるに、そのような国家間の合意は容易になし得るものではないから、重国籍者に対する二重課税が重国籍の弊害であることには変わりがない。

(b) なお、原告は、「その者が多重の納税義務を望まないのであれば本人が日本国籍を離脱するか外国の国籍を離脱するかを選べばよいだけの話である」と主張する（訴状 101 ページ）。

しかしながら、原告の主張する場面は、正に納税義務の抵触とい

う重国籍の弊害が生じた場面であり、それを回避するためには重国籍を解消すればよいとの原告の主張は、重国籍の弊害を防止するために国籍を喪失させる国籍法11条1項の立法目的に対する批判として成り立っていない。

また、国籍の得喪は、個人の側からみた権利義務の問題として捉えれば事足りるというものではなく、国家の側からみて、どのような者に統治権を及ぼすのが相当であるかという観点をも考慮して制度が設計されなくてはならない問題であるところ、原告の主張は、国家の側からみた国籍という観点を欠き、専ら国籍を個人の権利義務の問題と捉えるものであり、失当である。

d 適正な入国管理の弊害

原告は、日本国民に対する出入国管理は、出国及び入国の事実の確認並びに出国時・入国時に有効な旅券を所持することの確認にとどまり、外国人に対する出入国管理とは全く異なるとした上で、参議院法務委員会における法務副大臣の答弁を引用し、別個の旅券の行使があっても、統計上の数字に問題が生じる程度で、適正な入国管理が阻害されるという実害は生じないとし、また、単に外国旅券で出国する者と日本旅券で入国する者の同一性を把握することだけを内容とする出入国管理は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）が予定するものではないと主張する（訴状102ないし107ページ）。

しかしながら、そもそも原告が引用する答弁（甲48号証2枚目）は、外国の旅券で日本に入国し、日本の旅券で出国する重国籍者が不法残留者として計上されてしまうことに対する実害はない旨を述べたものであり、重国籍により適正な入国管理が阻害される実害が生じないなどと答弁しているものではない。そして、入管法1条は、「本邦

に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図ることを目的とする旨規定し、日本国籍を有し、日本の旅券を使用して出入国をする者であっても、有効な旅券を所持し、法務省令で定める手続により入国審査官から出国又は帰国の確認を受けなければならないとしている（同法60条及び61条）ところ、これらの規定により日本人の出国及び帰国を確認する目的は、日本人の出国の事実を把握し、秩序ある国際旅行の維持を図るとともに、出入国しようとする者が外国人であるか日本人であるかを識別すること等にある（乙B第5号証160ページ）。そうすると、重国籍者が外国の旅券を使用して本邦から出国し、日本の旅券を使用して帰国した場合、出国及び入国をした者が同一人であることが確認されていなければ、出入国記録から当該重国籍者の出入国の事実が明らかにならず、適正な出入国管理が阻害されることは明らかである。

したがって、日本国籍を有する重国籍者について、出入国管理の必要性は存在するといえるから、原告の上記主張には理由がない。

e 重婚の防止不能

原告は、重婚の発生類型として、①一夫一婦制の国のみが関わる場合は、外国で成立した婚姻が日本人当事者の本籍地に届け出られず、その婚姻が戸籍に記載されていないという戸籍上の独身状態が利用されるとき、②一夫一婦制でない国が関わる場合は、一夫一婦制を認める国の国籍をも有する日本国民である複数国籍の男性が、既に婚姻しているのに更に婚姻をしようとするときなどを挙げ、これらの類型は、当事者が単一国籍か複数国籍かにかかわらず生じるものであるとして、複数国籍とは無関係であると主張する（訴状107及び108ページ）。

重婚は、我が国の民法が採用する一夫一婦制に背反する事態であり、

当然にその発生を避けるべきである。重婚が発生する要因として、重国籍の発生以外にも種々想定できるとしても、重国籍者については、各国において別個の氏名により国民として登録されることもあるため、仮に重婚となるような届出がされたとしても、個人の同一性が判断できないおそれがあり、重婚の発生を防止できない事態が生じ得る。重国籍の発生が、このような重婚発生の要因の一つである以上、重国籍の弊害の一側面として重婚を論じることは当然である。

したがって、原告の主張には理由がない。

f 単一国籍者が得られない利益を享受する者の発生

原告は、重国籍者が各国籍国において享受する権利利益は、各の法律に基づくものであり、単一の国籍を有する者には与えられない利益を享受することを「保護に値しない」とするのは論外であると主張する（訴状108ないし110ページ）。

しかしながら、複数の国籍国のいずれにおいても、主権者たる地位を与えられ、旅券の発給を受け、参政権を行使し、居住の権利、出入国の権利が保障され、社会保障を受け得る地位を取得し、それらの国により外交保護権によって庇護を受けるという立場を取得する利益を求める関係は、国籍概念が前提としている国民と国家との結合関係において想定できるものではなく、外国国籍に加えて、日本国籍を保持することにより享受する権利利益を保持することが、我が国の憲法によって保障されているものとは解し難い。そして、実際、このような重国籍を保持することにより享受する利益を保護することのはずについては、以下のとおり、昭和59年国籍法等改正の中間試案をめぐる意見交換や国会審議の中でも、懐疑的な意見が表明されていた。

- ① 乙B第28号証・昭和59年4月6日衆議院法務委員会における星野英一参考人の説明

「重国籍者が日本国籍を維持することの利益ということが言われるわけでありまして、この利益を奪うべきではないと言われることがあります、これは日本の国籍一つしか持っておりません普通の人との公平が問題でありまして、この人と比べました場合に、二つの国籍をどちらも主張できるという利益が保護に値するものかどうかということは、多分に疑問であろうと思います。」（3ページ）

「今まで私があちこちで伺いましたところでは、結局、重国籍であること、殊に日本の国籍を持っていることによる利益ということを割合強調なさる方が多いわけでありますけれども、果たしてそれはどれほど言うことができるであろうかという感じであります。つまり、先ほど申し上げましたのは、一つの点で、日本の国籍一つしか持っていない人の場合と比較して、もちろん両方の国籍を持つ利益というものがあるわけで、少しバランスを失するのではないかという感じがいたします。」（8ページ）

「先ほど森木さんでしたか、別に両方の国籍を適当に使いわけようというものではないとおっしゃいました。けれども、もちろんこれは御本人の気持ちとかそういうことを疑うという問題ではありませんで、やはり法律制度としてはどうしておくのがいいかという問題ではないかと思います。」（8ページ）

「現在では日本は戦争も放棄しておりますし、軍隊もありません。大変豊かな国で治安もよろしいわけですので、日本国籍を持ちたいと思う人も多いかもしれません。しかし、これが徴兵制度もある非常に過酷な国であった場合に、そう思うかという感じもするわけです。つまり、たまたま日本が現在いいから、そこで日本国籍を持つことに利益があるということを主張するというのは、何か少し便宜的な考え方ではないかという感じがしてならないわけあります。

そのような感じがありますものですから、私ばかりではありませんで、いろいろ議論をしておりますと、そういうことをおっしゃる方も実は少なくなかったものであります。そんなところで、このように考えている次第であります。」（8ページ）

- ② 乙B第29号証の2・71ページ（国籍法改正に関する中間試案をめぐる座談会における塩野宏教授の発言）

「重国籍でということで普通の人よりもメリットをよけいに持つというのは、一般に一つの国籍しか持っていないものの目からみるとおかしいのではないかという感じがあると思います。」

- ③ 乙B第29号証の2・70及び71ページ（国籍法改正に関する中間試案をめぐる座談会における林良平名誉教授の発言）

「世代を経ると、鼠算的に重国籍が父母両系主義をとる限り倍加していく、増加していくと非常に複雑な重国籍問題が生じてくるということが一つあります。」、「重国籍において、そのときそのときになんらかの形でどちらかの国籍に基づいて行動し、つまり自分のほうからそのときどきの国籍をチョイスしていくという形は、結局そのときそのときに国籍を何度も取得してまた喪失して、また取得していく方法にやや近い実質的効果を起こすのではないかと思います。」

g 小括

以上のとおり、原告は、重国籍の弊害が具体的に生じていないことを殊更に強調して重国籍の防止を立法目的に挙げることを論難するが、その主張が誤りであることは明らかである。

原告は、前記aないし fの弊害について、「抽象的・観念的なものにとどまる」とも主張する（訴状111ページ）。しかし、これらの弊害は、重国籍という事実状態に内在する問題であり、重国籍の発生

がこれらの弊害の要因と考えられる以上、その防止を図ることを立法目的とすることが合理的であることは当然であって、重国籍の弊害の具体的な事象の存在が現に認められない限りは立法目的の合理性が否定されるかのような原告の主張は失当である。

なお、上記のとおり、我が国を取り巻く現在の国際情勢の下では、我が国が重国籍の弊害に対処する条約等の整備を進めることは困難といわざるを得ない。歐州諸国間のように重国籍の弊害に対処する条約等の整備が十分である国であれば格別、そうでない我が国において、重国籍の弊害の全てを既存の法律や個別事案ごとの国家間の調整によって解決することは見込まれない。

(I) 我が国の法制度が重国籍を容認しているとする原告の主張が誤りであること

a. 原告は、我が国の国籍法は、複数国籍の発生を広く認めている旨を主張し（訴状78ないし93ページ）、我が国における重国籍者の増加を捉えて、「複数国籍の日本国民のこのような増加は、1984（昭和59）年の国籍法改正により複数国籍の発生防止とは異なる政策目的・政策理念が優先されて父母両系血統主義が導入され、出生による複数国籍発生を防止する従前の法制度が放棄された結果にはかならない」と主張する（訴状112及び113ページ）。

b. 確かに、出生（国籍法2条1号）や出生後の認知（同法3条1項）、国籍再取得（同法17条）により、我が国の国籍を取得するとともに他国の国籍法の規定によって重国籍となった者には国籍選択の義務が課され、国籍選択制度において日本国籍を選択した者の外国国籍離脱義務が努力義務とされている（同法16条1項）。

しかし、この外国国籍離脱について、強力な強制手段が法定されていないのは、国籍得喪の決定が国内管轄事項とされる原則の下にあつ

て、外国国籍の離脱を我が国で規律することはできないからである。むしろ、国籍法16条1項は、法律案要綱の段階では法定が予定されていなかったものの、「選択の宣言の趣旨、その中身を明らかにすること」ということが条文の上では明確になるであろうということから、法案に加えられ、そのまま条項として盛り込まれたもの（乙B第30号証6ページ）であって、このような立法経緯は、国内管轄の原則という制約の中で、我が国が可能な限り重国籍解消を貫徹しようとするとの証左である。

また、現行の国籍法5条2項が、帰化における重国籍防止要件を緩和したのは、外国の法制度によっては帰化申請者自身の意思により許可前に重国籍防止条件を備えることができないことが少くないため、特則を設ける必要があったことによる（乙B第13号証18及び19ページ）。

c そもそも、被告は、国籍法11条1項により、重国籍の発生が当初から防止されるべき場面であれ、国籍選択制度により重国籍が事後的に解消される場面であれ、重国籍の状態そのものが憲法上保障されるべき権利利益であるとの前提に立っていない。重国籍の発生をできるだけ防止し、かつ、発生した重国籍はできるだけ解消すべきであることは国籍法の重要な理念である。そのことは、以下のとおり、昭和59年国籍法等改正においても、その後の国会審議の中でも明確に説明されてきたところである。

① 乙B第28号証・昭和59年4月6日衆議院法務委員会における星野英一参考人の説明

「もちろん無国籍ということは非常に困る。その限りにおいては国籍を持つ権利がある、基本権であることはほとんど国際的な常識であろうと思います。つまり、無国籍にしてしまうような形で国籍

を失わせるということは明らかに適当でありませんが、しかし、重国籍はやめろということはその問題とは全然別の問題ではないか、つまりその限りにおいては国籍を持つ権利はあるということは言えないのではないかというふうに考えているわけであります。」（14ページ）

「先ほど来、完全に重国籍は防ぎ切れないから放置したらいといふお考えもございましたけれども、完全に防ぎ得ないということは余りにも明らかなんですが、だから放置するほかないのか、それにもかかわらず少しでも重国籍をなくすという方向に、少なくともせめて日本国籍法は努力すべきであるというのが選択肢ではないかと私は思います。」（14ページ）

② 乙B第31号証・平成21年4月17日衆議院法務委員会における倉吉政府参考人の答弁

「国籍唯一の原則は、これはもう現行国籍法の理念でございます。重国籍についてはこれを解消することが望ましいということで、国籍選択制度等も設けてその解消を図っているところであります。法務省としても、その基本的な理念、法の趣旨をきちっと踏まえて、基本的には重国籍を解消することが望ましいと考えております。ここは少しも搖るぎはございません。」（4ページ）

d なお、「国籍法15条は、これまで適用実績がなく、今後も適用される見込みはない」と原告が主張するとおり（訴状89及び90ページ）、被告は、本人の自発的意思を尊重すべきであるとの立場から、これまで積極的に国籍選択の催告を行ってこなかったという経緯がある。

しかしながら、それは、国籍選択が履行されるべき時点までの間に形成された本人の生活環境や親族等の関係者の生活状況等に重大な影

響を及ぼす可能性を考慮し、催告を行うに際し、より慎重な配慮が要求されているからである。

翻ってみると、国籍の消極的抵触と積極的抵触とを比較すると、無国籍者の発生（国籍の消極的抵触）という事態は最も避けるべき事態であると解される（我が国も批准している世界人権宣言15条1項が、「すべて人は、国籍をもつ権利を有する。」とするのも、無国籍の回避を念頭にしたものと解される。）。これに対し、重国籍（国籍の積極的抵触）防止という要請は、一般論として、各国の国籍法下において守るべき他の要請との比較においては後退することもあり得るし、また、国籍の喪失の決定が各国の国内管轄事項であることから生ずる制約上、国内法制で重国籍解消を完全に実現することには限界があるために、自国民に対し、外国国籍の離脱を訓示的規定をもって促し、外国国籍の離脱義務の履行を自国民の良心に委ねている部分も存する。しかしながら、上記のような実情があるからといって、我が国の姿勢として、重国籍を広く容認しているとは到底いえず、更には、重国籍解消という立法目的が不合理であるなどと解される余地はない。

(オ) 複数国籍の弊害は重大な問題でないという現実が世界的に認識されているという原告の主張が誤りであること

原告は、外国の国籍を取得した自国民が原国籍を保持することを可能とする法制（複数国籍を肯定する法制）を有する国は世界の76%を占めており、複数国籍の弊害の議論よりも、複数国籍の有益性の議論の方がはるかに優越しているのが世界の現実である旨主張する（訴状114ないし116ページ）。

しかしながら、前記第1の2(2)で述べたとおり、国籍唯一の原則は、現在も一部の主要国を含む相当数の国において維持されているといえ、同原則は国籍立法における一つの理想であり続いている。また、国籍の

得喪は、国内管轄事項であって、国籍立法は、我が国の歴史的伝統、社会的・経済的事情、置かれた国際環境等の諸般の要因を考慮して定められるものであることから、必ずしも外国の法制に依拠しなければならないものではない。

また、諸外国において重国籍の弊害が重国籍防止以外の方法により解決されたとしても、それは、望ましくない重国籍をどのような方策により解消するのかという問題であって、単に我が国の戸籍制度のように優れた国民把握のシステムが構築されていないために、重国籍防止の法制をもって解決するのではなく、個別的な問題の処理という方向で解消することとしたにすぎず、個別的な問題の解決方法によらなければならぬという国際的な要請があるとはいえない。

事実、外国への帰化など、自己の志望により外国国籍を取得した場合に自国籍を喪失させる法制の国は、ドイツ、オランダなど多数存在している（乙B第32号証の1ないし6）。

工 国籍法11条1項の立法目的達成の手段が合理性を有すること

(ア) 国籍法11条1項の立法目的達成の手段が合理的であること

日本国籍を有する者が自己の志望により外国国籍を取得した場合、日本国籍を喪失させることとしなければ、必ずその者は重国籍者となることになる。そうすると、国籍変更の自由を認めながら、自己の志望により外国国籍を取得することによって重国籍ないし重国籍者が発生する場合に生じ、あるいは生じ得る弊害を防止又は解消するために、外国国籍を取得した段階で、その者の日本国籍を喪失させ、その者が重国籍の状態に至るのを防ぐことが合理的である。

したがって、自らの志望により外国国籍を取得した者について日本国籍を喪失させるという国籍法11条1項の手段は、国籍変更の自由を認めるとともに重国籍の発生を防止するという同条の立法目的達成の手段

として合理的であることは明らかである。

この点、東京訴訟一審判決は、国籍法11条1項の目的達成の手段について「重国籍を可能な限り防止するという観点からは、志望による外国籍の取得に伴って当然に日本国籍を喪失させることが相当であるといえるから、国籍法11条1項は立法目的を達成する手段として合理的である」とし、重国籍を解消するためのより権利侵害的でない手段として国籍離脱制度（国籍法13条）や国籍選択制度（同法14条）の存在を理由として、同法11条1項が手段として合理性を欠くとする東京訴訟の原告らの主張について、「自己の志望によって外国籍を取得した者については、事前にいずれかの国籍を選択する機会が与えられているのであるから、一旦重国籍の発生を認めた上で、自己の意思によって事後的に重国籍を解消させる制度を探る必要性は乏しい」として、同項の規定が自己の志望によって外国国籍を取得した者につき当然に日本国籍を喪失することとしたことが不合理とはいえない旨判示し（乙B第15号証44及び45ページ）、同判決は東京訴訟二審判決でも維持されている（乙B第39号証）。なお、この点については、東京地裁令和3年2月判決でも同様に判示され（乙B第33号証65及び66ページ）、同判決は東京高裁令和4年11月判決でも維持されているところ、同判決は、上記判示に加えて、「なお、国籍選択制度により事後的に国籍を選択した場合、日本の国籍の選択を宣言しながら（同条2項）、外国の国籍を放棄する手続がとられなかったときは、重国籍の状態が存続することになるが、国籍の得喪が各国の国内管轄事項に属する以上、外国の国籍の離脱を法的に強制することは不可能であるから、上記のような事態が生ずるからといって、国籍法11条1項の規定が不合理であるということはできない。」と判示している（乙B第34号証11ページ）。

(イ) 国籍法11条1項が制度的問題点を有するという原告の主張は誤りで

あること

a 外国法の解釈の困難に起因する不安定さがあるという原告の主張について

原告は、ある行為が「志望取得」に当たるかどうかを正確に判断すること、正しい判断を維持し続けることは、被告にとってすら困難であり、志望取得、当然取得、生来取得の区分で差を設けると、区分が間違えられるおそれがあるという不安定さと、区分が間違われた場合の不利益とが、外国法の知識が被告に比べて圧倒的に乏しい個々の国民に押しつけられることになることから、複数国籍の発生防止を徹底する国籍法11条1項は、日本法を外国法の「奴隸」にし、日本国民の運命を外国法に放任し翻弄する条項である旨主張する（訴状123及び124ページ）。

国籍法11条1項は、国籍変更の自由を保障しつつ、重国籍の弊害を踏まえ、重国籍発生の防止を趣旨とする規定であり、同項の「自己の志望によって外国の国籍を取得したとき」とは、帰化、国籍の回復、国籍取得の届出その他名称のいかんにかかわらず、直接外国の国籍を取得する意思行為によって、その効果として外国の国籍が付与されるものでなければならない。外国人との婚姻、養子縁組などの身分行為によって当該外国の国籍を付与されるなど、一定の事実を伴って当然の効果として外国の国籍が付与される場合（いわゆる「当然取得」の場合）は、外国の国籍の取得は本人の直接の意思行為に基づくものではないので、自己の志望による外国の国籍の取得ではない（乙B第5号証364ページ）と解される。

このような国籍法11条1項の趣旨に鑑みた場合、外国の国籍取得の手続が同項の「自己の志望によって外国の国籍を取得したとき」に該当するか否かは、当該手続が当該外国の国籍取得の意思を示す形態

のものであるか否かにより判断されるべきものであって、当該外国法の規定が、当該国において「志望取得」又は「当然取得」という分類概念のいずれに分けられるかで判断されるものではなく、飽くまで当該外国国籍の取得が、国籍法11条1項の規定する自己の志望による外国国籍の取得に該当するかによって判断されるものである。

すなわち、外国国籍の取得の有無は、当該国の専権事項であるが、国籍法11条1項による日本国籍の喪失の有無は、我が国の法律の適用の問題であり、その国籍取得が国籍法11条1項の「自己の志望によって外国の国籍を取得したとき」に該当するか否かについては、当該国の国籍取得の手続の内容を検討し、それが当該国の国籍を取得する意思を示す形態のものであると認められるか否かにより判断するのであるから、原告が主張する「日本法を外国法の「奴隸」にし、日本国民の運命を外国法に放任し翻弄する」との批判は当たらない。

なお、東京地裁令和3年2月判決では、「同項（引用者注：国籍法11条1項）の「自己の志望によって外国の国籍を取得したとき」とは、帰化、国籍取得の届出、国籍の回復、国籍の選択、登録による国籍の取得その他名称のいかんにかかわらず、外国の国籍の取得を希望する意思行為をし、その法的効果として直接外国の国籍を付与される場合をいい、婚姻や養子縁組等の身分行為や親権者の帰化の効果が当然に子に及ぶ場合など、一定の事実に伴って法律上当然の効果として外国の国籍を取得した場合（当然取得）を除外する趣旨と解される。そうすると、外国の国籍の取得が「自己の志望によって外国の国籍を取得したとき」に該当するか否かは、原則として、外国の国籍の取得を希望する意思行為がされ、その法的効果として直接当該外国の国籍を付与されたものであるか否かによって決すべきである。」と判示した上で、国籍取得の手続の内容を具体的に検討し、判断しており（乙

B第33号証52ないし57ページ。同判決は、東京高裁令和4年1月判決でも維持されている（乙B第34号証）。）、被告の主張する理解と同様の理解を前提とした判断をしたものと解される。

また、原告は、外国法の解釈の困難性を主張するが、ある法律の適用に当たって、他の法規範や種々の事実を検討してその解釈や判断をすることは広く行われることであり、国籍法11条1項のみが他の法律等の解釈を要する規定ではないから、これをもって制度的問題があるとはいえない。

以上のとおり、原告の主張には理由がない。

b　国籍法11条1項による国籍喪失は戸籍に記載される制度的保障がなく、国籍喪失したが除籍されないことにより問題が生じるという原告の主張について

原告は、外国国籍の取得手続は、当該外国の法律に基づいて行われ、その手続に日本政府が関与しないから、ある日本国民が外国国籍を志望取得し、それによって日本国籍を喪失したことを、当該手続を通じて日本政府が把握し、その者を戸籍から除くことは不可能であり、除籍されないことにより、本人やその親族に多大な不利益をもたらすと主張する（訴状124ないし127ページ）。

しかし、原告の主張は戸籍制度を正解したものとはい難い。戸籍は、日本国民についてのみ編製され、戸籍制度はその身分関係を公証するものであり、届出等によって戸籍の記載がされる（戸籍法15条）。そして、自己の志望により外国国籍を取得したことによって日本国籍を失った者は、戸籍法103条に基づき国籍喪失届を提出する義務があり、この届出によって戸籍から消除される仕組みとなっているから、当該者が適切にその義務を履行すれば、原告が主張する問題は生じない。また、日本国籍を喪失した者が国外に居住している場合を考慮し

て、戸籍法103条は、本人以外の配偶者や4親等内の親族にも届出義務を課しており、届出義務者のいずれかが国籍喪失の届出をすれば、やはり原告が主張する問題は生じない。

原告の主張は、国籍法11条1項による日本国籍喪失の効果に係る法の不知によって戸籍法において課される届出義務が履行されない状況を問題視するものであると解されるところ、それは、日本国籍を当然に喪失させることによって重国籍の発生を防止するという目的を達成する過程に何ら影響を与えるものではないから、仮に、そのような状況があったとしても、重国籍の発生を可能な限り防止しつつ、国籍変更の自由を保障するという国籍法11条1項の立法目的を達成するために、自己の志望による外国国籍の取得に伴って当然に日本国籍を喪失させるという国籍法11条1項の手段の合理性が否定されることにはならない。

したがって、国籍法11条1項による日本国籍喪失の効果を戸籍に反映させる制度的保障がないとする原告の主張には理由がない。

c 国籍選択制度は国籍の選択の結果が戸籍に反映されるため、国籍法11条1項よりも優れているという原告の主張について

原告は、国籍選択制度（国籍法14条）によるときは、国籍の選択結果が戸籍に反映されるため、国籍法11条1項に比して国籍選択制度の方がより優れており、同項を廃止した方が戸籍制度の運用上も合理的であると主張する（訴状128ページ）。

しかしながら、国籍選択制度によっても、当然に戸籍に反映されるものではなく、届出を行わなければ戸籍から除籍されることにはならないから、その点は、国籍法11条1項の場面と異ならない。

国籍法14条1項の国籍選択義務の履行方法として、外国国籍を選択する場合には、①日本国籍を離脱する方法（国籍法13条）、②外

国の法令に従いその外国の国籍を選択する方法（同法11条2項）があり、日本国籍を選択する場合には、③外国の法令に基づいてその外国の国籍を離脱する方法（同法14条2項前段）、④日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言をする方法（同条2項後段）がある。

そして、①については、国籍を離脱しようとする者が日本に住所を有するときはその住所地を管轄する法務局又は地方法務局の長を経由して、その者が外国に住所を有するときはその国に駐在する領事官を経由して法務大臣に届出を行う必要があり（国籍法施行規則3条1項、1条1項）、②については、本人、配偶者又は4親等内の親族が、国籍喪失の事実を知った日から1か月以内（届出義務者がその事実を知った日に国外に在る時は、その日から3か月以内）に、市区町村長（外国に在る者は、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事）に国籍喪失の届出を行う必要がある（戸籍法103条1項）。また、③については、外国国籍喪失者が、喪失の事実を知った日から1か月以内（届出人が外国に在るときは、3か月以内）に、市区町村長等などに外国国籍喪失の届出（戸籍法106条1項）を行う必要があり、④については、選択の宣言をしようとする者が市町村長に届出（戸籍法104条の2）を行う必要がある。

したがって、原告の主張には理由がない。

d 国籍法11条1項が不可避的に不公平をもたらすという原告の主張について

原告は、「国籍法11条1項の対象者のうち、国籍喪失届を出した者は日本国籍を失った者として日本国からの一切の庇護を打ち切られ、これを出さない者は事実上日本国民として日本国からの庇護を受けることができる（中略）、という不公平が生じる」と主張する（訴状1

28及び129ページ)。

しかしながら、上記主張は、重国籍発生をできる限り防止しようとする我が国の国籍法の理念に反して国籍喪失届を提出せず、事実上の便益を得ている者が存在することを捉えて、国籍法11条1項が不公平をもたらすものであると主張するものであって、そのような立論の前提自体が失当である。

オ 国籍法11条1項が国際慣習法に違反するとの原告の主張に理由がないこと

原告は、専断的な国籍剥奪（恣意的な国籍剥奪）の禁止は、世界人権宣言15条2項で定められている国際慣習法であり、日本国籍を剥奪する法律は、上記国際慣習法を具体化した国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の「無国籍に関する第5ガイドライン」中の「専断的（恣意的）な国籍剥奪」を防止するための3要件である①国籍の取上げが法律で定められたことに適合していること、②正当な目的を達成するための最も侵害的でない手段であること、③適正な手続に従うことという要件を満たす必要があるところ、国籍法11条1項はそれらを全て満たしていないため、違憲（憲法98条2項違反）である旨主張している（訴状213ないし219ページ、230ないし233ページ）。

しかしながら、原告が挙げるガイドラインは、各国政府等が無国籍の問題に対応する際の「解釈の法的指針」であり、拘束力のない国際文書の一つである。また、例えば、1997年ヨーロッパ国籍条約は、世界人権宣言15条2項に倣って、同条約4条cで「何人もほしいままにその国籍を奪われない」と規定するとともに、同条約7条1項aは、国内法により法律上当然に国籍を喪失する旨の規定を設けてよい場合として、「任意の外国国籍取得」を挙げていることから、国際慣習法上も、国内法により、任意の外国国籍取得によって原国籍を喪失することは、専断的な国籍剥奪に

当たらないと理解されていることは明らかである。

なお、原告は、上記ガイドラインについて、「たとえヨーロッパ国籍条約が許容する条文（たとえば任意の外国国籍取得によって原国籍を喪失することを定める法律）が国内法にあったとしても、その国内法の解釈運用が上記ガイドラインに抵触すれば専断的な国籍剥奪であって許されないとということを示した国連文書である」と主張する（訴状218ページ）が、上記ガイドラインが存在することから直ちに任意の外国国籍によって原国籍を喪失することを定める法律が許されないことにはならないから、原告の上記主張は法的に有意ではない。

したがって、国籍法11条1項が国際慣習法に違反するとの原告の主張は理由がない。

第3 国籍法11条1項は憲法14条1項に反するものではないこと

1 国籍法11条1項に係る憲法14条1項適合性について

(1) 憲法10条が国籍立法について広範な立法裁量を認めていること

憲法10条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定し、直接その要件を具体的には規定していない。

これまで述べてきたとおり、国籍は国家の構成員の資格であり、元来、何人が自国の国籍を有する国民であるかを決定することは、国家の固有の権限に属するものであり、国籍の得喪に関する要件（国民共同体の構成員たる資格）をどのように定めるかについては、国籍立法の基本理念や立法主義ないし諸原則を前提としつつ、それぞれの国の歴史的沿革、伝統、社会的・経済的状況、国際社会の状況等の要因によって左右されるところが大きいことから、その決定を、憲法の基本原則に反しない限度で、広く国民の代表たる国会の定める法律に委ねる趣旨であると解される。

(2) 憲法14条1項が合理的根拠に基づく区別を許容していること

憲法14条1項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定するところ、これは、「国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべきであるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない。」（最高裁昭和39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676ページ）と解されており、合理的な根拠を有する区別は許容されている。

(3) 国籍法11条1項に係る憲法14条1項適合性判断基準

これらを総合すると、国籍法11条1項が憲法14条1項に違反するとされる場合は、「立法府に与えられた上記のような裁量権を考慮しても、なおそのような区別をすることの立法目的に合理的な根拠が認められない場合、又はその具体的な区別と上記の立法目的との間に合理的関連性が認められない場合」（最高裁平成20年大法廷判決）に限られるというべきである。

この点、最高裁平成27年判決も、最高裁平成20年大法廷判決等を引用して、「憲法10条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定し、これを受けて、国籍法は、日本国籍の得喪に関する要件を規定している。憲法10条の規定は、国籍は国家の構成員としての資格であり、国籍の得喪に関する要件を定めるに当たってはそれぞれの国の歴史的事情、伝統、政治的、社会的及び経済的環境等、種々の要因を考慮する必要があることから、これをどのように定めるかについて、立法府の裁量判断に委ねる趣旨のものであると解される。そして、憲法14条1項が法の下の平等を定めているのは、合理的理由のない差別を禁止する趣旨のものであって、法的取扱いにおける区別が合理的な根拠に基づくものである限り、同項に違反するものではないから、上記のようにして定められた日本国籍の取得に関する法律の要件によって生じた区別につき、そのような区別をすることの立法目的に合

理的な根拠があり、かつ、その区別の具体的な内容が上記の立法目的との関係において不合理なものではなく、立法府の合理的な裁量判断の範囲を超えるものではないと認められる場合には、当該区別は、合理的理由のない差別に当たるとはいはず、憲法14条1項に違反するということはできないものと解するのが相当である」と判示している。

また、東京訴訟一審判決も、「憲法10条は、国籍の得喪に関する要件をどのように定めるかについて、立法府の裁量判断に委ねる趣旨であると解される。もっとも、このようにして定められた日本国籍の取得に関する法律の要件によって生じた区別が、合理的な理由のない差別的取扱いとなるとき、すなわち、立法府に与えられた上記のような裁量権を考慮しても、なおそのような区別をすることの立法目的に合理的な根拠が認められない場合、又はその具体的な区別と上記の立法目的との間に合理的関連性が認められない場合には、当該区別は、合理的な理由のない差別として、憲法14条1項に違反するものと解すべきである」と判示し（乙B第15号証48及び49ページ）、同判決は東京訴訟二審判決でも維持されている（乙B第39号証）。なお、この点については、東京地裁令和3年2月判決でも同様に判示され（乙B第33号証70ページ）、同判決は東京高裁令和4年11月判決でも維持されている（乙B第34号証）。

(4) 原告の判断基準に関する理解が誤っていること

ア 原告の主張について

原告は、最高裁平成20年大法廷判決が、「日本国籍が我が国構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障等の扱いを受ける上で意味を持つ重要な法的地位であること、及び父母の婚姻の有無は子の意思や努力によって変えることができない事柄であることを指摘し、「このような事柄をもって日本国籍取得の要件に関して区別を生じさせることに合理的な理由があるか否かについては、慎重に検討する必要が

ある。」（中略）と判示し」ているところ、この判示は、「日本国籍という重要な法的地位に関する問題であること、本人の意思では変えることができない事情による区別であること、という「事柄の性質」に鑑み、通常よりも厳格に検討するべきであったことを述べたものである」とした上で、「国籍法11条1項が問題となる本件は、日本国籍の後発的取得の要件に関する区別の合理性が問われた国籍法3条1項違憲判決（引用者注：最高裁平成20年大法廷判決）の事案と異なり、もともと有する日本国籍を喪失させるという国籍法11条1項の取扱いに関する区別の合理性が問われる事案であ」って「本件が国籍法3条1項違憲判決の事案に比して、より権利利益の侵害が強度であり、また要保護性が高いことは明らかであり、「国籍法11条1項が本人の意思によらずに日本国籍を喪失させる点は、上記最高裁大法廷判決が重視した、「本人の意思によらない事情による国籍取得の要件における区別」と共通する点があるのであり、この点からも、国籍法11条1項の適用対象者に限り複数国籍の発生を防止するために日本国籍を喪失させることに合理的理由があるかについて、国籍法3条1項違憲判決の事案に比して、より一層「慎重に検討することが必要である」というべきである」と主張する（訴状238ないし240ページ）。

イ 被告の反論

この点、最高裁平成20年大法廷判決の事案は、当時の国籍法3条1項が、日本国民である父の嫡出でない子について父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した者に限り日本国籍の取得を認めることによって、同じく日本国民である父から認知された子でありながら父母が法律上の婚姻をしていない嫡出でない子は、その余の同項所定の要件を満たしても日本国籍を取得することができないという区別が生じており、そのことが憲法14条1項に違反するか否かが問題となつたものである。同判決は、「日本国籍は我が国構成員としての資格であるとともに、（中略）重要な法的地位

位である。一方、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得するか否かということは、子にとっては自らの意思や努力によって変えることのできない父母の身分行為に係る事柄である。したがって、このような事柄をもって日本国籍取得の要件に関して区別を生じさせることに合理的な理由があるか否かについては、慎重に検討することが必要である」と判示している。そうすると、同判決は、当時の国籍法3条1項の区別が、子にとっては自らの意思や努力によっては変えることのできない父母の身分行為に係る事柄に着目した区別であることから、その区別に合理的な理由があるか否かを慎重に検討する必要があると指摘しているものと考えられる。これに対し、国籍法11条1項により生じる区別の特徴は、飽くまでも自己の志望による外国国籍の取得により生ずるものであって、最高裁平成20年大法廷判決のいう「このような事柄」とは全く性質が異なるものであるから、本件について、同判決の事案と同様に、問題となる区別に合理的な理由があるか否かについて慎重に検討することが必要とされる事案であると解することはできない。

この点について、東京高裁令和4年11月判決は、「控訴人は、平成20年大法廷判決は、父母の婚姻の有無は子の意思や努力によって変えることができない事柄であり、このような事柄をもって日本の国籍取得の要件に関して区別を生じさせることに合理的な理由があるか否かについて慎重に検討する必要があるとしているところ、国籍法11条1項も、日本の国籍に関する問題であり、本人の意図ないし認識と無関係に日本の国籍を失わせるものであるから、同様に慎重な判断が必要である旨主張する。しかしながら、平成20年大法廷判決は、平成20年法律第88号による改正前の国籍法3条1項によると、日本国民である父の嫡出でない子は、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得したか否かによって、日本の国籍を取得することができるか否かに差異が生じることになるが、父母の婚姻によ

り嫡出子たる身分を取得するか否かということは、子にとっては自らの意思や努力によっては変えることのできない父母の身分行為に係る事柄であるから、このような事柄をもって日本の国籍取得の要件に関して区別を生じさせることに合理的な理由があるか否かについては、慎重に検討する必要があると判示したものである。これに対し、国籍法11条1項により日本の国籍を喪失するのは、自己の志望によって外国の国籍を取得した場合であるから、平成20年大法廷判決のいう「子にとっては自らの意思や努力によっては変えることのできない」事柄に当たるということはできない。」と判示している（乙B第34号証13及び14ページ）。

2 原告の主張する「差別的取扱い」は国籍法11条1項の憲法14条1項適合性とは無関係であること

(1) 原告の主張の要旨

原告は、①当然取得によって外国国籍を取得した日本国民、②生来的に外国国籍を取得した日本国民、及び③日本国籍を志望取得した外国人には、それによって重国籍となることを国籍法が認め、その後に日本国籍と外国国籍の選択の機会が与えられ、その選択によっては選択後も重国籍の状態が継続し、日本国籍を保持し続けることをも国籍法が認めているにもかかわらず、国籍法11条1項に基づき自己の志望により外国国籍を取得した日本国民のみが、外国国籍の取得と同時に本人の意思を無視してでも日本国籍を喪失するという差別的取扱いを受けており、これに合理的な理由があるとは認め難いから、国籍法11条1項は憲法14条が保障する法の下の平等に反し、無効である旨主張する（訴状245ないし249ページ）。

(2) 目的や趣旨の異なる制度と単純に比較することが誤りであること

しかしながら、これまで繰り返し述べたとおり、国籍法11条1項が、「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。」と規定するのは、「自己の志望によって」外国国籍を取得した

者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであり、その反射的効果として日本の国籍を失うとしたものである。

これに対し、前記(1)の①は、外国人との婚姻等の身分行為又は母の外国への帰化等に伴い、当該外国の法の規定に基づき当然に外国国籍を取得するもの（当然取得）、前記(1)の②は、血統主義を採用する外国の国籍を有する者とその配偶者である日本国民から生まれた場合や、日本国民を少なくとも一方の親として生地主義を探る国で生まれた場合に、生来的に外国国籍を取得するもの（生来的取得）、前記(1)の③は、出生等により外国国籍を取得した者が、日本国民を血統上の親として出生したことを前提とする認知（国籍法3条）又は届出（国籍法17条1項）や、帰化（国籍法4条）によって日本国籍を取得するものであって、国籍法11条1項の適用対象となる場面、すなわち、日本国民が自己の志望によって（志望取得）出生後に事後的に外国国籍を取得する場合（伝来的取得）とは、そもそも制度目的や趣旨が異なる。また、外国国籍の取得又は日本国籍の取得の制度によって、重国籍防止を図る方法に差異があるのは当然であり、上記①ないし③の制度との対比において、国籍法11条1項が合理性を欠くということにならないことは明らかである。

この点、最高裁平成27年判決においても、上告人らが、国籍法12条の対象者と「日本国外で出生し日本人父から出生後認知された非嫡出子との差別的取扱」を主張したことについて、「出生以外の事由による日本国籍の取得の要件等を定める他の制度との権衡について論難する点に関しては、出生による生来的な取得の要件等を定める国籍法12条とは制度の目的及び趣旨を異にする事柄に係るものであって、上記の判断を左右するものではない。」と判示され、同判決の調査官解説においても、「国籍法3条1項は伝来的取得の制度であり、同法12条は、前記のとおり生来的取得の制度であ

って、それぞれ制度趣旨及び要件を異にするものであるから、両者を単純に比較すること自体が相当であるとは考え難いものといえる。」（前掲最高裁判所判例解説民事篇平成27年度（上）123ページ）とされているところである。

（3）原告の主張する制度と国籍法11条1項の区別には合理性があること

前記（2）の点をおくとしても、国籍法11条1項と原告の主張する前記（1）の①ないし③の制度の区別には合理性があることについて述べる。

ア 当然取得によって外国国籍を取得した日本国民との区別

当然取得により外国国籍を取得した場合、外国国籍の取得には本人の意思が介在していないから、当該外国国籍の取得をもって直ちに国籍法11条1項のように日本国籍を失うこととすると、何ら本人の意思を介在させることなく日本国籍を失わせることとなってしまう。そこで、外国国籍を当然取得した者に対しては、ひとまず重国籍が発生することを容認した上で、自らの意思によりどちらかの国籍を選択することによって、重国籍を解消することが相当であるとされたものである。

一方、自己の志望により外国国籍を取得した場合、国籍取得の段階で本人の意思が介在しているため、当然取得に見られる上記のような不都合は存在しない。

したがって、当然取得によって外国国籍を取得した日本国民と自己の志望によって外国国籍を取得した日本国民との間に取扱いの差を設けることについて合理性があることは明らかである。

イ 生来的に外国国籍を取得した日本国民との区別

ある個人が、血統主義を採用する外国の国籍を有する者とその配偶者である日本国民から生まれた場合においては、父母の国籍が異なるため法律上当然に重国籍が生じ、日本国民を少なくとも一方の親として生地主義を採る国で生まれた場合においても、生地主義を採用する国が存在すること

から当然に重国籍が生じるものであって、いずれの場合も重国籍の発生について当該個人に責任がないことは明白である。

したがって、上記のように、出生により生来的に外国国籍を取得した日本人は、自らの意思にかかわらず外国国籍を取得した日本人であり、そのような者に対しては、ひとまず重国籍が発生することを容認した上で、自らの意思によりどちらかの国籍を選択することによって、事後的に重国籍を解消させることが相当であり、自己の志望によって外国国籍を取得した日本国民との間に取扱いの差を設けることに合理性があることは明らかである。

ウ 日本国籍を志望取得した外国人との区別

(ア) 国籍法3条又は17条1項の規定により日本国籍を取得した者は、日本国民を血縁上の親として出生した子であることを前提とするものであるところ、我が国の国籍法が父母両系血統主義を採用していることとの均衡上、日本国籍の取得の際に、重国籍防止要件を課していないものである（乙B第13号証19ページ）。また、従来から有する外国国籍について、その得喪の決定が各国の国内管轄事項であることからすると、一律に重国籍防止義務を課すことは相当でないため、当該外国の法に、国籍法11条1項のような自国籍を当然喪失する旨の規定がない場合には、ひとまず重国籍が発生することを容認した上で、自らの意思によりどちらかの国籍を選択することによって、事後的に重国籍を解消させることとしたものである。

したがって、国籍法3条又は17条1項のように日本国籍取得前から外国国籍を有する状態である場合と国籍法11条1項のように日本国籍取得後に外国国籍を自らの意思で取得した状態である場合とで、重国籍防止の取扱いに差を設けることに合理性があることは明らかである。

(イ) また、国籍法5条2項は、帰化による重国籍は人為的なものであり、

出生による重国籍に比べ重国籍防止の要請が強いことから、昭和59年国籍法等改正により、旧国籍法4条5号（国籍法5条1項5号）を維持しつつ、特別の場合にこれを免除することができるとしたものである。

すなわち、国籍法5条2項は、日本国籍を志望取得した外国人について、当該外国の国籍を失う意思があるにもかかわらず、当該外国人が属する国の法制上、帰化前に当該外国国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるとときに、帰化を許可することができるとしたものである。

したがって、日本国籍を志望取得しようとする外国人は、まず、国籍法5条1項5号による重国籍防止条件を備えることが原則であり、国籍法5条2項による特別な事情が認められ帰化の許可がされた場合にも、日本の国籍を取得した以上、当該外国の国籍の離脱又は放棄が可能になったときは、本国の国籍を離脱又は放棄（国籍法14条2項）することにより、事後的に重国籍を解消させることとしたものである。

以上のように、国籍の喪失の決定が各国の国内管轄事項であることから生じる制約上、国内法制で重国籍解消を完全に実現することには限界があることからすれば、国籍法5条2項のように自らの意思により外国国籍を喪失できない場合と国籍法11条1項のように自己の志望によって外国国籍を取得する場合とで取扱いに差を設けることに合理性があることは明らかである。

工 小括

以上のとおり、原告が重国籍が容認されると主張する上記①ないし③の場面と国籍法11条1項による自己の志望による外国国籍の取得の場面では、前提となる制度の目的や趣旨を異にするのであって、取扱いに差が設けられていることに合理性があることは明らかである。

- 3 国籍法11条1項は、法律の不知への対処で不平等を生じさせているため、

憲法14条1項に反するという原告の主張は誤りであること

(1) 原告の主張

原告は、「国籍選択制度の適用対象者には、「法律の不知」のせいで、日本国籍を喪失する事がないように、選択催告というセーフガードが設けられている」一方で、「国籍法11条1項により日本国籍が失われようとしている場面では」そのようなセーフガードがなく、その合理的根拠はないから、憲法14条1項に反する旨主張する（訴状250及び251ページ）。

(2) 被告の反論

重国籍者は、日本国籍と外国国籍の重国籍となった時が18歳に達する以前であるときは20歳に達するまでに、重国籍となった時が18歳に達した後であるときはその時から2年以内に、日本国籍あるいは外国国籍を選択しなければならない（国籍法14条1項）。ところ、当該期限経過後も国籍の選択をしない者に対して、法務大臣は国籍を選択すべきことを催告することができることとされており（国籍法15条1項、2項）、催告を受けた者は催告を受けた日から1か月以内に国籍の選択をしなければ、その期間が経過した後に自動的に日本国籍を失う（国籍法15条3項本文）。

国籍選択制度が適用される当然取得や生来的取得は、外国国籍の取得について本人の意思が介在することのない場面である一方、国籍法11条1項は外国国籍を自己の志望によって取得した場面で適用されるものであり、重国籍が発生する場面や原因なども異なることから、重国籍防止を図る方法に差異が生じるのは当然であって、制度目的や趣旨の異なる制度を比較する原告の主張は失当である。

また、当然取得や生来的取得によって外国国籍を取得した者は、自らの意思によらずに外国国籍を取得することになるため、国籍選択の機会を与えることは合理的である一方、自己の志望によって外国国籍を取得した者については、当該外国国籍を取得する前に日本国籍か外国国籍かを選択する機会が

与えられているのであるから、外国国籍取得後にあえて国籍選択の機会を与える必要性は乏しい。そして、重国籍から生じる弊害をできる限り防止し、解消させる観点からは、速やかに日本国籍を喪失させることが望ましいところ、その実現を図るという国籍法11条1項の立法目的及び立法目的達成のための手段は合理的であるから、当然取得及び生来的取得の場面と志望取得の場面とで異なる制度となっていることは何ら不合理ではなく、原告の主張には理由がない。

4 国籍法11条1項は、社会的身分に基づく幸福追求権の享受について差別を生じさせているため、憲法14条1項に反するという原告の主張は誤りであること

(1) 原告の主張

原告は、国籍法11条1項は、「適用される典型」が「憲法22条2項が保障する外国移住の自由行使した人たち」であって、「日本国民のうち家族関係や経済生活、社会生活が国境を越えてしまったという社会的身分（社会生活上継続的に占める地位）を有する人々にだけ適用される条項である」ことから、「社会における継続的地位すなわち社会的身分という憲法14条1項列挙事由を理由とする差別であり」憲法14条1項に違反すると主張する（訴状252ないし257ページ）。

(2) 被告の反論

ア しかしながら、そもそも国籍法11条1項は、自己の志望により外国国籍を取得した者に適用されるものである。すなわち、原告が主張する「日本国民のうち家族関係や経済生活、社会生活が国境を越えてしまった」者であっても、自己の志望により外国国籍を取得した場合でなければ、国籍法11条1項が適用されることはない一方、これらの者以外の者であっても、自己の志望により外国国籍を取得すれば、同項が適用されるのであって、原告が主張する「家族関係や経済生活、社会生活が国境を越えてしま

った」点に着目して適用されるものではないから、原告の主張は前提を欠き、失当である。

また、外国に移住した者、あるいは、家族関係や経済生活、社会生活が国境を越えた者は必ず、外国国籍の取得が必要であるから国籍法11条1項の適用を受けざるを得ないかのような原告の主張は誤りである。近時、多くの国では、外国人に対して法律上の保護を与える必要があるとして、一定の制限はあるものの、広範な権利の享有を認めるようになっている

(乙B第1号証17ページ)。国家は、外国人が日常生活を営むのに必要な権利能力や行為能力、裁判の当事者能力は認めなければならず(自由権規約16条参照)、移動・居住の自由、表現・思想・信教の自由は、国の安全等に必要な場合を除いて、原則的に制限することはできない(自由権規約12条、18条、19条)とされている(乙B第26号証422ページ)。

イ なお、原告は、「家族関係や経済生活、社会生活が国境を越えてしまった」ことが憲法14条1項後段の「社会的身分」に当たると主張する。

憲法14条1項後段の「社会的身分」とは、「人が社会において占める継続的な地位」(最高裁昭和39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676ページ)であるところ、単に外国で継続的に暮らしていることが「社会的身分」に当たるとするには疑問がある。

この点をおくとしても、判例上、憲法14条1項後段列举事由による区別とその他の事由による区別とで憲法14条1項適合性の判断基準に差異はなく、「社会的身分」を理由とする差別であるから厳格な審査がされるべきであるとする原告の主張には理由がない。

5 国籍法11条1項は、不公平な適用が避けられないため、憲法14条1項に反するという原告の主張は誤りであること

原告は、本人の自己申告がない限り誰が外国国籍を志望取得したのかを原則

として把握できないため、国籍法11条1項は適用の不均衡を広範かつ不可避的に生じさせるものであって、憲法14条1項に反する旨主張する（訴状29ページ、258ないし261ページ）。

しかしながら、原告が主張する国籍法11条1項の「適用の不均衡」が意味するところは判然としない。そもそも、国籍法11条1項は、戸籍法上の手続等を行うことなく、自己の志望により外国国籍を取得した者には当然に適用され、自己の志望により外国国籍を取得した時点で自動的に日本国籍を喪失するのであるから、国籍法11条1項が不公平な適用を行うものであるという原告の主張は前提を誤っており、失当である。

なお、原告は「偶然見つかった複数国籍者のみに国籍喪失届を強要することは、正義に反する不公正な行為ということになり、これを許す国籍法の規定は憲法14条の法の下の平等、憲法13条の幸福追求権等の憲法上の人権条項に反することになるのではないかとする疑念」が生じ得る（訴状260ページ）とともに、「非難されるべきは、外国国籍の志望取得を自己申告することを必ずしも期待できない個々人だけではなく、公平な適用のできない法律を定めて存続させ、不公平な適用を続け、一貫性のない不合理な手続を強いている被告にほかならない」などとして（訴状261ページ）、国籍喪失届を提出しない者が存在することをもって国籍法11条1項の違憲性を主張するが、原告の立論は、我が国の国籍法の理念に反して事実上の便益を得ている者が存在することを捉えて、その者と原告との不均衡を論ずるものであって、このような立論の前提自体が失当である。

6 結論

国籍法11条1項の取扱いは合理的な区別をするものにすぎず、原告が主張するような不合理な差別をするものとは認められない。

したがって、国籍法11条1項は憲法14条1項に違反しない。

第4 結語

以上のとおり、国籍法11条1項は憲法に違反するものではなく、原告は自己の志望によりカナダ国籍を取得したのであるから、国籍法11条1項により日本国籍を喪失している。

以上